

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性.....	2
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称.....	5
3. 教育課程の編成の考え方及び特色.....	5
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件.....	7
5. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合.....	10
6. 教育課程連携協議会について.....	11
7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	11
8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施.....	12
9. 取得可能な資格.....	13
10. 入学者選抜の概要.....	14
11. 教員組織の編制の考え方及び特色.....	16
12. 施設、設備等の整備計画.....	17
13. 管理運営.....	19
14. 自己点検・評価.....	20
15. 認証評価.....	21
16. 情報の公表.....	22
17. 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	24

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 専門職大学院設置趣旨及び必要性

平成 26 年（2014 年）9 月 30 日付日本学術会議「社会学委員会社会福祉系大学院のあり方に関する分科会」によれば「①現在の日本社会には社会福祉系大学院への潜在的需要の存在が認められながらも、社会福祉系大学院はカリキュラムの構成や内容において必ずしもその需要にうまく応えきれていない。②学生の多様化に対応するには、通学全日の他に、通学昼夜、通学夜間、通信制など、多様な学習形態（コース）を設定することが求められる。③社会福祉学における政策科学と実践科学の融合に向けて、社会福祉制度・政策の分野とソーシャルワークの分野を統合させたような研究テーマを追求するとともに、教育テーマにおいても、両者を統合させる教育のあり方を考えていく必要がある。④修士課程における専門職養成においては、(1)オンデマンドなどの e-ラーニング方式の共同開発、(2)専門職連携教育（Inter Professional Education）、(3)利用者と支援者と専門職の協働型プログラム評価や科学的根拠に基づく実践プログラム（Evidence-Based Practices）の推進などが挙げられる」と指摘している。

本学大学院生活機構研究科福祉社会研究専攻は、修士課程 2 年制として「福祉・ソーシャルワーク」、「国際・ジェンダー」、「経済・社会・地域」の 3 領域から福祉社会を総合的に研究する研究者養成型を目的として開設している。しかし、大学卒業者がストレートに本学大学院に進学するケースは少なく、研究職を志向する学生は減少傾向にある。その一方で、保健・医療、福祉・保育・介護などの仕事に就いてから専門性を高めたい社会人や、他の学問領域から社会福祉学に視野を広げたい社会人、定年退職後に学び直したい専門職を経験したシニア、さらに中国を中心とする東アジアからの留学生などが一定数増加している。このようなニーズを踏まえ、令和 3 年度（2021 年度）に生活機構研究科福祉社会研究専攻に社会人を対象とした 1 年制の福祉共創マネジメントコースと消費者志向経営コースを開設した。入学定員 50 名に対して、80 名を超える受験を前提とした事前個別相談があり、50 名の入学生の実績がある。

研究者養成型の大学院修士課程への社会人入学者の増加は、福祉社会研究専攻への高度専門職養成のニーズと期待を顕在化させ、教育内容に質的变化をもたらした。とりわけ専門職として責任ある職務を担っている学生は、保健・医療、福祉・保育・介護施設の専門職リーダーとして、組織マネジメントや経営に関する能力、理論と実践を融合した社会的課題解決力、公・私・民にわたる新しい連携実践力を身に付けたいと考えており、実践現場で起こりうる状況分析や課題解決の実践を実証的に研究する機会や場及び教育を必要としている。

近年、多様で複雑な福祉的課題に対して、生活者の主体性、自律性とそれに基づく生活の多様性を認め、「人権の尊重」と「社会正義」という福祉の価値を社会全体の価値に普遍化する過程において、多様なステークホルダー（地域、社会、行政、企業、消費者）と共に新しい価値を創造し、人々のウェルビーイングを実現する社会、すなわち「福祉共創社会」の構築が求められている。

また、グローバル化が進行する中、福祉系大学院の教育においても国際化・グローバル化に対応した教育科目・教育内容を強化することが求められる。同時にグローバルな取り組みをローカルな実践の中に取り入れる教育（いわゆる「グローカル」実践の教育）も重視されている。

こうした国際的な教育や研究の動向は、厚生労働省が「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン（新福祉ビジョン，平成27年（2015年））」で求めるコーディネートとリーダーシップ力のある人材養成の期待に応えるものでもある。地域社会に対する分析力やニーズに対して必要な社会資源を創造・開発し、地域社会を変えることが可能になるように、実践力と研究力を備えた人材を輩出することが重要である。高度専門職人材の養成において、エビデンスに基づく実践教育を、日本の大学院教育の中に根づかせ、世界に向けて発信することは専門職大学院の意義の一つとなる。

特筆されるのは、保健・医療、福祉・保育・介護の現場において、特定の分野の教育訓練を受けた専門職人材はいるものの、マネジメント力の不足により、離職率の高さや人材育成をめぐる様々な問題が生じていることである。これらの問題を受け止め、個々の専門を越えて、チームとして共通の目標を掲げ、解決する能力を持った高度専門職人材の養成が急務である。

以上のような社会的背景及び社会人学生のニーズに基づき、本学は専門職人材養成により特化した大学院であることを明確にするために、既設の福祉社会研究専攻から1年制コースを分離し、令和5年度（2023年度）から新たに専門職大学院を設置する。高度な専門性に加え、経済社会の動向を把握し、資源を最大限に活用して社会のニーズに正確に応えるサービスを提供する経営的見識とマネジメント力を備えた専門職人材の育成を目指す。これらは専門職大学院だからこそ実現可能であり、新たな社会人教育機関として専門職大学院を設置することは喫緊の課題である。

(2) 福祉社会・経営研究科の設置趣旨及び必要性

現代社会において広範に顕在化している福祉社会の諸課題に対し、福祉学は、問題解決指向の実践科学であるという特徴を有している。解決を必要とする諸課題は、貧困や生活の不安定化、災害リスク、ホームレスの増加、依存症患者やがん患者の生活・就労支援、人生最終段階での意思決定、滞日外国人家族の地域摩擦、高齢者の孤独死や自殺、児童虐待、青少年を巻き込んだ犯罪の増加、環境汚染による地域住民の健康被害、判断能力が低下した人や障がいのある人、若者等の消費者被害といった多様性、複雑性を帯びている。多様化・複雑化した社会的課題は既存の単独の学問範囲では解決が困難である。複数の隣接学問領域を融合させて取り組むべき代表的な課題として、例えば、地域包括ケアシステムの構築、子どもの貧困問題、障害者の就労支援、独居の認知症高齢者の消費者被害などがあげられる。これらの課題に対し、制度政策の限界を打破する地域資源開発力を兼ね備

えた専門職の養成が社会福祉法人、社会企業、民間事業所等の実践現場の喫緊の課題であり、大学院に求められている教育である。また、これらの実践現場の多くが小規模・中規模の組織であることから、独立した経営部門や人材育成部門を設置する余裕のないケースもある。経営学の領域で扱う組織マネジメントや経営管理の力を備えた専門職人材を育成することは社会性・公共性の高い事業を持続可能にすることに繋がる。

また、企業の消費者関連部門、国・地方公共団体における消費者政策の企画・立案部門で働く消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費者教育コーディネーター、その他関連団体の広域的なリーダーからは、「企業と消費者の価値を共創するために、総合的、分野横断的に専門科目を学びたい」という要望がある。企業が、株主のみならず、あらゆるステークホルダーの福祉の増進を目指すべきという時代において、消費者からの情報を受けとめ経営に反映する必要性が高まっているが、その体制は十分には整っていない。保健・医療、福祉・施設等経営領域の多くの事業に市場やマネジメントの概念が導入されることによって、消費者被害を未然に防ぎ、あるいは救済して消費者の生活を向上させることは福祉の増進に大きく貢献するものである。

よって、これらの社会的ニーズに応えるため、福祉社会・経営研究科を設置する。

(3) 福祉社会・経営研究科の養成する人材像

本研究科は、変化する経済社会のもと、「多様で複雑な福祉的課題を解決し、福祉共創社会の構築に資する高度専門職人材」を養成する。

保健・医療、福祉・施設等経営領域において、「新たな価値を創造する力」、「連携・協働により地域資源を開発する力」「課題解決する実践力」を持った専門職リーダーの養成を目指している。あわせて、喫緊の課題である組織マネジメント力や、社会ニーズを受けとめ周囲の協力を得て経営に反映させる経営管理力といった総合的实践力をもつ保健・医療、福祉施設等の経営者、起業家を養成することを目指す。

本専門職大学院修了後のキャリアイメージとしては、専門職リーダー（マスター消費生活アドバイザーを含む）、管理者、公務員及び保健・医療、福祉施設等の経営者、起業家を想定している。

こうした人材養成の目的に沿って、福祉共創社会の実現に貢献できる力を身に付けた学生に対して、「福祉共創マネジメント修士(専門職)」の学位を授与する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は次のとおりである。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 保健・医療、福祉・施設等経営領域における諸問題に対し、専門的機関・行政、民間施設、企業など関連するステークホルダーと連携・協働し、新たな価値を創造する力、地域資源を開発する力、課題解決する実践力を有する。
2. 福祉的課題に対する専門的知識を修得し、新たな福祉社会のニーズに応えるための実践的な組織マネジメント力や経営管理力、起業する力を有する。

なお、本研究科本専攻の養成する人材像と学位授与方針(ディプロ・マポリシー)との相関関係は、「養成する人材像とポリシー相関図」(資料9)のとおりである。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科名：福祉社会・経営研究科

英訳名称：Graduate School of Welfare Society and Management

専攻名：福祉共創マネジメント専攻

英訳名称：Graduate Program in Welfare Co-creation Management

学位又は称号：福祉共創マネジメント修士（専門職）

英訳名称：Master in Welfare Co-creation Management

研究科名は、福祉学・社会学と経営学分野の学際的な融合に根差した研究科であることを表し、専攻名は「福祉共創社会」の実践的構築とマネジメントについて学ぶ場であることから「福祉共創マネジメント専攻」、またその特色ある教育課程を持つ専攻名にあわせ、授与する学位を「福祉共創マネジメント修士（専門職）」とする。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

本研究科本専攻においては、理論と実践を融合することで新たな価値を創出させることを目的として、単一の学びとなりがちな学問領域を横断的に履修できるようカリキュラムを編成する。

多様で複雑な福祉課題に対して、組織・事業者・個人が多様なステークホルダーなどとともに新しい価値を創造し、人々のウェルビーイングを実現する社会の構築が求められている。多様化・複雑化した課題は既存の単独の学問範囲では解決が困難であり、保育者、高齢者等の福祉施設や民間事業所、社会的企業などの事業が持続可能であるための組織マネジメント力や経営管理力、制度政策の限界を打破するための連携・協働による地域資源開発力などを備えた実践力を有する高度専門職人材を養成するため、本専攻の教育課程においては、次のような科目を配置する。

具体的には、「基礎科目」「発展・応用科目」「研究科目」の3つの区分とした。

「基礎科目」では、現在の社会経済状況を把握するとともに、福祉共創社会の概念と意義への理解を深め、課題研究を進める上での課題抽出や分析、アカデミック・ライティングなど研究手法の基礎を学ぶ。その上にとって、保健・医療、福祉・経営に関わる基礎的素養の涵養に必要な科目を配置した。

「発展・応用科目」では、「理論」と「実践的手法」に区分し、個々のキャリアイメー

ジに即した科目を中心に、学問領域を横断的に修得できるように編成した。「理論」では、学生が自らのテーマを中心に、隣接した学問領域の科目や興味・関心に応じた様々な分野の科目を幅広く選択して履修することができる。「実践的手法」では、ステークホルダーと連携・協働し、課題解決するための実践力を身に付けさせる科目を配置した上で、主に「専門職リーダー系」「経営者・起業家系」に区分し、学生は目指す方向性に即した科目を履修することができる。「専門職リーダー系」では、高度専門職人材として必要な保健・医療、福祉・施設等経営領域の実践的手法を学ぶ。「経営者・起業家系」では、人材育成や組織マネジメント、経営管理に必要な実践的手法を学ぶ。ただし、学生は身に付けたい力に応じて、系列を跨いで履修することができる。

「研究科目」では、専門的な研究能力や研究方法を体得し、専門職学位課程の集大成として課題研究又は修士論文の作成に取り組む。

教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである。

教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ① 基礎科目では、福祉共創社会の基本概念・研究手法を学び、研究科目では、研究計画に基づき、理論的知識と実践的知見を融合させた教育を展開する。
- ② 高度専門職リーダーとして必要な学際的視野と高度な専門的知識を習得するとともに、福祉的課題の解決を目指す実践的手法を創出するための教育を展開する。
- ③ 福祉共創社会を構築するのに必要な理論を学び、持続可能な社会に貢献するための経営管理、人材育成、組織マネジメント、起業に必要となる高度な専門的知識を学ぶための科目を配置する。

<学修成果の評価>

各科目の学修成果の評価は、授業時の発表・討論、期末レポート及び課題等、各科目のシラバスにおいて明示する方法において評価し単位認定を行う。課題研究報告及び修士論文については、所定の審査手続きに基づく評価により単位認定を行う。

なお、養成する人材像と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）との相関関係は、「養成する人材像とポリシー相関図」（資料9）のとおりである。

(2) 教育課程の特色

教育課程の特色としては、高度専門職として必要な保健・医療、福祉・保育・介護の専門的知識のみならず、経済構造の変化や経済政策の方向を見据えた組織マネジメントや経営に関する実践力及び、分野横断的な専門知識並びに公・私・民にわたる連携実践力を身につける教育プログラムとなっている。

学生自らの専門性に合わせた履修と分野横断的な履修を可能とすることによって、異なるキャリアやバックグラウンドを持った社会人学生が、授業内外でディスカッションを重ねながら協働して学びを深めることが可能となり、各自の実践経験に基づいた幅広い知見を得ることができる。

また、保健・医療、福祉・施設等経営領域のリーダーシップ開発・リーダーシップ教育・人材開発・組織開発、経営を専門的に学ぶ機会が希少であること、近年実践現場では離職率の高さによる人材不足やコロナ禍における組織マネジメント、持続可能な経営という課題に直面していることから、「人と組織」「人と経営」について理論と実践を融合した教育プログラムとなっている。

組織や多職種連携実践の教育とともに、個々の専門性を確立して、なおかつ、分野横断的な知識を身につけることにより、俯瞰的な視点をも備えた人材を養成する教育課程となっている。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

本研究科本専攻の教育課程は、基礎科目の「福祉共創社会論」、「研究方法概論」及び研究科目の「福祉共創マネジメント研究」を必修とする。「福祉共創社会論」では、福祉共創社会とは何か、福祉社会における専門職の意義、福祉社会における持続可能性と公共政策、消費者を中心とした企業の在り方を論考し公・私・民それぞれのセクターが競争関係を越えて、多様なステークホルダーを巻き込みながら「協働

(collaboration)」「共創 (Co-creation)」する価値と実践のあり方を、学問・分野横断的に論じる。「研究方法概論」では、課題研究を進める基礎を学び、「福祉共創マネジメント研究」で課題研究又は修士論文の指導教員を選択し、研究を進める構成とした。そのほか「福祉サービスマネジメント概論」「経営管理概論」「消費者志向経営概論」の中から1科目(1単位)を選択必修とする。

「発展・応用科目」は、理論と実践的手法のそれぞれの科目群から修了後のキャリアイメージに必要な科目を選択する。本研究科本専攻のカリキュラムは、「カリキュラム表」(資料10)、教育課程の編成の方針(カリキュラム・ポリシー)と各科目との相関関係は「養成する人材像とポリシー相関図」(資料9)、キャリアイメージごとの履修モデルは「履修モデル」(資料2)で示すとおりである。

授業形態は「講義」「演習」の構成を基本とし、体系的な教育課程の編成のもと、高い学識の修得ならびに高度な専門的実践研究能力の涵養を目的としている。

(2) 教育・研究方法及び履修指導方法の内容

① 教育・研究方法

本研究科本専攻では、社会人を対象としていることから、授業を平日夜間及び土曜日開講または集中講義とし、授業実施形態は対面、オンライン授業による遠隔教育などを

取り入れ、仕事と学修の両立を可能とする。

自職場の実践に基づく科学的な実践報告、事例報告、介入評価事例報告、科学的な実践報告・事例報告を行うことは、実践家としても学びが大きい。また、自職場の経験をより研究的な位置づけでまとめる場合には、(a) シングルシステムデザイン、実践家参画型・協働型プログラム開発と評価、(b)参加型アクションリサーチ、地域を基盤とする参加型リサーチ (Community-Based Participatory Research : CBPR)、(c)エビデンスに基づく実践 (Evidence-Based Practices : EBP) の開発、課題形成評価、実施・普及の研究手法、(d)これら両者を包含する実践家・当事者参画型エンパワメント評価の研究手法を採用する。特にプログラム開発と評価の方法論の習得は、当事者のニーズと制度・サービスを繋ぎ、ニーズに合致した有効な支援制度・サービスの提供を使命とする専門職にとっては、実践研究の方法としてのみならず新たな実践のアプローチの創出としても重要である。

このような実践的研究の学習を通して、「実践的研究者」あるいは「研究的実践家」としての力量を身につける。研究者養成の修士課程とは異なり、実践現場での課題を研究テーマとし、プロジェクトを計画し、介入によるプログラム評価、事例検討、実践効果測定などを取り入れ、専門職リーダーや経営者としての力量を身につける。

② 研究指導の体制

課題研究又は修士論文作成にあたっては、各領域の教員により構成する専攻研究委員会が点検の上、指導教員・指導補助教員の決定、研究課題の決定、研究計画立案、学内公開の研究中間発表会、主査・副査の決定を行う。この過程により、多面的な指導やモニタリング機能を確保する。またその成果は、各領域合同で開催される最終発表会で発表される。即ち、各領域の研究課題を追究するだけでなく、複数領域の研究者にその重要性が理解され、関与を喚起する研究指導体制を敷くものである。

この体制により、複数の領域の学生や教員から多様な学習刺激を受けながら学生自らが研究を進めることにより、専門性の高い論文又は現場での実証的な課題研究という特徴に加え、専門領域を超えた学際的な視点で考察され、知見の有効範囲が広がると考えている。

研究対象や着想こそ、ある特定の専門領域に端を発したものであるが、得られた成果は複数の専門領域の教員の眼を通して洗練されるので、特定の専門領域のみに属するものではなく、領域間の共有財産となる。このようにして集積された共有財産である学術的知見は、単一の専門領域の知見として留めてしまうよりも他の専門領域に活用されやすく、複数の専門領域間で多重的に利用されることにより、福祉共創社会の創出及び向上に資する機会が増えていくものと考えられる。

上述の専門領域が複合した研究指導体制は、本研究科本専攻が目指す多職種連携や組織ビルドの考え方とも一致しており、合目的といえる。さらに、大学院教育に対して、専門知識に基づきながら、学問領域を超えた幅の広い視野を持って、実践知のフロンテ

ィアや新たな価値を創造・開拓して、社会に貢献する人材の養成をするよう変革を求めている中央教育審議会の方針に合致している。

③ 履修指導と修了要件

本研究科本専攻では、職業を持つ社会人学生が就業と学業を両立しながら修士号の取得を目指すものであり、学生の就労環境や個々の事情に応じて短期・中長期で計画的、体系的な学びができるよう標準修業年限を1年とし、最長在学年限を4年とする。入学時のオリエンテーションやガイダンスにおいて、教育課程、修了要件、履修方法、学生生活について説明を行う。履修指導にあっては、学生の職業やバックグラウンドを踏まえて指導教員が体系的な学修と専門性の深化の観点から、研究課題やキャリアイメージに沿って、修了までの適切な科目選択について履修指導、研究計画指導に当たる。また学生は、課題研究の進捗状況について公開中間発表会での報告によって、多分野の教員からの助言を受け研究の方向性を確定することになる。入学から修了までの履修スケジュールは「履修スケジュール」(資料1)、キャリアイメージごとの履修モデルは「履修モデル」(資料2)、時間割案は「時間割案」(資料3)のとおりである。

修了要件

学生は、所定の年限在学し30単位以上修得するほか、課題研究報告書又は修士論文を提出して合格判定を得ること。

- 1) 基礎科目：講義科目「福祉共創社会論」(1単位)、「研究方法概論」(1単位)を必修とする。「福祉サービスマネジメント概論」「経営管理概論」「消費者志向経営概論」の中から1科目選択必修(1単位)とする。
- 2) 発展・応用科目：理論と実践的手法から19単位以上を選択科目として履修する。
- 3) 研究科目：「福祉共創マネジメント研究」(8単位)を必修とする。
- 4) その他、生活機構研究科福祉社会研究専攻開設の講義科目(演習科目を除く)を選択科目として履修することができる。

課題研究報告書又は修士論文

- A) 所定の修了要件科目を含み30単位以上修得するほか、課題研究報告書又は修士論文を提出して合格判定を得ること
- B) 課題研究報告書又は修士論文を提出し、審査委員会の審査を経て、福祉社会・経営研究科教授会ならびに大学院委員会で合格判定を得ること

修士論文の審査については、昭和女子大学学位規則(資料4)に基づき、次のとおり審査基準、審査体制、審査方法を定め実施する。また、課題研究報告書の審査については、「5. 特定の課題についての研究の成果の審査を行う場合」で後述する。

修士論文の審査基準

修士論文は、①学術的又は社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること、②研究方法や内容は、研究方法が目的やテーマに即して適切であり、資料の収集・選択や取扱いが合理的かつ適切であること、③倫理的配慮がなされていることが審査の基準となる。

審査体制と審査方法

- ・ 修士論文の審査は、当該専攻教員による主査1名及び副査1名以上で構成する審査委員会にて行う。審査会は学内公開審査による。
- ・ 審査委員は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- ・ 論文審査にあたっては、論文作成過程や口頭試問における応答（的確性・妥当性）等を総合的に評価する。

なお、最終試験は口頭試問及び学業成績をもってこれに替えることとする。

④ 研究倫理

本学では、研究者（教授、准教授、講師、助教又は大学院生）が、人を対象とする研究を実施する際に、その研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを確保することを目的として、研究の倫理審査に関する規程（資料5）を定め、研究倫理に関する倫理審査委員会による倫理審査が実施されている。また、研究者の研究倫理意識を高めるために必要な啓発活動、倫理教育なども実施している。本研究科本専攻の学生にも委員会の開催する倫理審査、倫理教育を積極的に活用することを指導する。

5. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本研究科本専攻では、特定の課題についての研究成果の審査を実施する。本専攻における課題研究とは、文献レビュー研究、症例研究、事例研究、実践研究等を含むものとする。

課題研究の審査基準

課題研究報告書は、①課題研究の意義と目的が明確であること、②研究方法がテーマに即して適切であり、資料の収集・選択や取扱いが適切であること、③高度専門職業人や実務家にとって、有用な実践知などのオリジナリティがあることが求められる。

審査体制と審査方法

- ・ 課題研究報告書の審査は、主査（指導教員）1名及び当該専攻の専任教員（副査）1名以上にて行う。審査会は学内公開審査による。
- ・ 審査委員は課題研究の審査及び最終試験を行う。
- ・ 課題研究審査にあたっては、上記の審査基準をふまえ、課題研究報告書作成に至るまで

の研究過程や口頭試問における応答など総合的に評価する。
なお、最終試験は口頭試問及び学業成績をもってこれに替えることとする。

6. 教育課程連携協議会について

本専門職大学院に教育課程連携協議会を設置し、その運営については「教育課程連携協議会規程（案）」に定める。保健・医療、福祉・施設等経営領域、産業界等との連携による授業科目の開発、その他の教育課程の編成に関する基本的な事項と、授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。協議会は、前期・後期の各1回開催することを定例とし、その他議長が必要と認めた場合に開催することができるものとする。

構成員は、専門職大学院設置基準第六条の2に基づき編制する。第一号構成員には、本学の学部学科（研究科専攻）の長や教務主任、教務部委員など、大学組織・教務運営に長年の経験がある教員2名を配置した。1名は現在本学副学長を務め、もう1名は、本研究科本専攻の設置認可申請の責任者として専門職大学院設置準備室長を務め、教育課程の編成のコンセプト等、本研究科本専攻の根幹を築くなど中心となった教員を配置している。第二号構成員には、福祉分野、消費者分野での実務者である2名を配置し、各界との連携、豊富な実務の経験に基づく意見、提案など得られると確信している。第三号構成員には、地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係として、大学を設置する世田谷区の社会福祉協議会の職員を配置し、地域との連携を強化する。第四号構成員は、福祉施設の経営者であり、大学と企業・地域が連携して多様な協働環境を創出し、これまでの大学にはない革新的な教育・研究活動を行う拠点として本学が設置している「現代ビジネス研究所」の認定プロジェクトパートナー企業の代表者を加えた。福祉施設経営者としての視点のみならず、大学と企業、地域の産学協働を考えるうえで既に本学での実績があることから学長が指名したものである。

以上6名の構成員により、本研究科本専攻の教育課程の編成、産学連携授業の開発及び実施など協議を行っていく。

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本研究科本専攻では、働きながらも学修できる授業時間割編成、オンラインによる同時双方向遠隔授業や e-ラーニングなど多様なメディアを高度に利用した授業の導入などにより、従来なら時間的、空間的制約のため大学院教育を受けられなかった社会人に対して大学院教育の門戸を開く。実施にあたっては、大学院設置基準第15条、平成15年文部科学省告示第51号、専門職大学院設置基準第8条第2項に基づき行うものとする。

本研究科本専攻で開講する科目は、オンラインを利用し、インタラクティブ（双方向・対話形式）によって行われる。文献教材による知識修得を行いながら、インターネット上

に用意された「講義室」で教員の指導や助言を受け、学生間でリアルタイムに近い形で討論・意見交換を行いながら、学習・研究を進めていく。教員・学生間のインターフェイスを密にすることによって、対面授業と同様の学習効果を追求する。オンラインによるグループワーク、事例検討、ケースメソッドなどを採用して実施する。

演習や研究指導、必修科目、集中講義、課題研究及び論文発表会は、社会人が学びやすいよう土曜日に開催し、対面指導とインターネットでの参加を組み合わせたプログラムを編成している。

課題研究又は修士論文指導は、質の高い研究報告書（研究論文）執筆に向けて、遠隔地に住む学生も不利益なく計画的に研究が進められるよう対面指導とオンラインを併用し、一人ひとりに合わせたきめ細かな指導体制を整備する。

また、多様なメディアを高度に利用した授業としては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的としたオンライン授業の実施により教員及び学生が経験を積んだことも大きい。本研究科本専攻のベースとなる既設の生活機構研究科福祉社会研究専攻では、令和3年度（2021年度）札幌や九州など遠隔地に居住する社会人学生はすべての授業がオンライン授業の履修であった。オンラインによる授業でも教員と学生間のインタラクティブな授業方式によって、学生各自の問題意識や課題研究に対するテーマ、問題解決のプロセスを相互に共有しあうことが可能であった。また、課題研究においてもオンラインにおける個別、集団指導を研究進捗状況や指導目的によってきめ細かく効果的に使い分けることによって研究報告書・修士論文の作成を達成することができた。専門職大学院での教育においても先行授業事例により十分な教育効果を得ることが可能であると考えられる。

本研究科本専攻では以下のA、Bのタイプによるオンライン授業を実施する。各授業の授業実施方法は「カリキュラム表」（資料10）に記載している。

- ・Aタイプ（フルオンライン授業）

Zoom、Google Meet等を利用し、教員が自身のPCやタブレット等を用いて授業をリアルタイム配信する。

- ・Bタイプ（ハイフレックス型）

大学での対面授業をメインとし、通学が難しい学生に対してオンラインで同時中継する。

8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

①授業の実施方法

授業の実施時間は、学生の就労と学業の両立の観点から、平日（月～金）の6限（18：10～19：40）、7限（19：45～21：15）、土曜日の1限～6限に科目を配置する。オンライン又は対面での授業方式を毎回選択できるように柔軟に取り入れている。

②教員の負担の程度

本学の学部学科と兼務する専任教員 6 名については、既設学部学科のカリキュラム運営を見直し、担当時間数の調整を行い、教員の負担が過大とならないように配慮する。実務家専任教員については、本学以外で常勤の職に従事する場合も学外業務との時間の調整が可能であることを確認しており、本学での業務に支障はない。

③図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館、情報処理施設等の利用方法については、新入生オリエンテーションで詳細な説明を行う。

図書館の開館時間は開講期 平日(通常期)8:45～20:30、(試験期) 8:45～21:30、開講期 土曜日 8:45～18:30 としている他、平日 20:00 以降、土曜日 18:00 以降に資料を利用する場合は、事前申請により、カウンターに取り置くなど、社会人学生の来館利用に配慮している。また、図書館のホームページにアクセスすることで、1,700 タイトル以上の電子ジャーナルから研究に必要な文献を探索しフルテキストを入手できる。そのほかマイライブラリー機能を備えており、資料の予約や貸し出し延長 はもちろんのこと、自宅からでも他大学等にある文献や資料を取り寄せることができる。限られた利用者のための夜間開館時間の延長よりも、学外からもアクセス可能な電子ジャーナル・データベース・電子書籍を積極的に導入することにより、いつでも、どこからでも資料の検索・閲覧ができる環境を整備するとともに、レファレンスサービス(質問調査・回答)も、メールやオンラインで対応するなど、多様な学生の利便性に配慮している。

情報処理施設として、コンピューター室を設け職員を配置している。授業として使用する以外に、自習室としての利用が可能である。利用時間は、平日 8:30～19:00、土曜日 8:30～16:30 である。

また、大学院生研究室を設けている。利用時間は 月～金曜 11:30～20:30、土曜日 8:30～17:30 とし、それ以外の時間帯は指導教員と相談のうえ利用することが可能である。また、キャンパス内にはオープンスペースの「ラーニングコモنز」があり、月～土曜日 7:30～20:00 まで利用でき、グループワーク等の環境が整備されている。

学生対応の窓口として教授室に専任の職員を配置しており、授業履修、学生生活など、学生支援に当たる。

9. 取得可能な資格

(一財)日本産業協会が認定する「指定大学院」において所定のプログラムを修了した場合に取得できる民間認定資格「マスター消費生活アドバイザー」を取得可能とする。なお、この資格取得は、修了要件ではない。詳細は「マスター消費生活アドバイザー資格履修プログラム」(資料 11)を参照。

資格の認定要件は次のとおりである。(以下のすべてを満たすこと。ただし、(1)～(3)はどの順番で満たしてもかまわない)

- (1) 消費生活アドバイザー資格保有者

- (2) 5年以上の社会人経験（うち、顧客関連業務（営業・商品開発等を含む）に1年以上従事していること）があること
- (3) 指定大学院において所定の科目を履修し、当該大学院を修了していること

10. 入学者選抜の概要

①アドミッション・ポリシー

入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）

福祉社会・経営研究科福祉共創マネジメント専攻では、保健・医療、福祉・施設等経営領域における一定の社会経験を持ち、さらに、最新の情報・知識を得て、調査、事例研究などの研究方法を磨き、より高度な専門性を身につける意欲がある社会人学生を求めます。

1. 持続可能な社会づくりに向けて、新たなニーズに応える組織マネジメント力や福祉共創の視点から新たな価値創造と資源の開発力を養うことを目指している。
2. 対人援助の専門職にあり、キャリアアップや人材養成・後継者養成を目指している。
3. 保健・医療、福祉・施設等経営領域の高度な実践力を持つ専門職や福祉組織の管理運営・経営の責任者を目指している。
4. マスター消費生活アドバイザーの資格取得を目指している。
5. これからの日本の経済社会において、社会的課題の解決及び新しい価値創造に取り組み、会社や組織の企画、立案、推進などを担う幅広い人材となることを目指している。

②選抜方法

■社会人入試

本研究科本専攻の社会人の定義は、「入学時点で保健・医療、福祉等の関連機関・施設、研究・教育機関、官公庁、企業などに3年以上の実務経験を有する者」「会社や組織での経営に関する企画、立案、推進などを担う職で実務経験3年以上を有する者」とする。

■募集人員 50名

■出願資格

次のいずれかに該当する者

1. 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者、および卒業見込みの者
2. 学校教育法施行規則第155条第1項により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの
3. 大学に3年以上在学した者であって、本専門職大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

4. 学校教育法施行規則第 160 条により大学に 3 年以上在学した者に準ずる者であつて、本専門職大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

■選抜方法・試験科目

ア、イ、ウを総合的に評価し、合否を判定する。

ア. 書類審査

イ. 事前課題（研究計画概要：自身の職務経験や社会的活動から生じた問題意識等を叙述し、それに基づく研究計画を、先行研究として文献や論文 3 本以上を参考としながら 2,500～3,000 字以内で作成し、出願書類とともに提出する。）

ウ. 口述試験

■異なる経歴を持つ社会人に対する選抜の上での配慮等

学士を有しない者については、「学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者」であるかどうか、「個別入学資格審査」を実施する。

また、出願前には、事前個別相談を必須とし、研究計画内容、指導希望教員をヒアリングするとともに、本研究科本専攻のアドミッション・ポリシーを理解しているか、さらにカリキュラム・ポリシーを逸脱しておらず、本研究科本専攻の教育課程と整合性のある研究計画内容であることを確認する。入学者選抜は、それぞれの経歴を活かせるように、研究に必要な専門的な活動などのレポートを提出することができる（任意）。

③社会人の受入れ方法等具体的な計画（履修指導方法、教育上の配慮等含む）

事前個別相談を出願の必須条件とし、研究計画内容、指導希望教員を確認し、ミスマッチがないようにする。入学後の履修指導は、平日夜間や土曜日にオンライン等で行う。カリキュラムは、各自の興味関心に応じて履修できるように、カリキュラム表に履修方法を明示している。また、本専攻の代表メールアドレスを学生に公表し、学生が質問しやすい体制とする。授業は、平日夜間や土曜日にオンラインでも開講し、働く社会人に配慮する。1 年制ではあるが、個々の状況に応じて最長在学年限 4 年まで弾力的に就学期間を設定でき、学費単位従量制により、柔軟な就学を支援する。

④科目等履修生の受入れ

本研究科本専攻は、社会人が学びやすい 1 年制を特徴とするが、仕事と両立しながら学ぶ社会人のニーズを鑑みて、柔軟な就学を支援するため、入学前に科目等履修による履修を認める。受入れ人数は、定員の 3 割未満を想定している。科目等履修を許可する者は、出願資格を満たしている者とする。また、事前に履修希望科目の担当教員等と面談を行い、履修に問題ないか実務経験や履修希望の目的・意欲等を確認する。履修指導は、正規学生と同様に、実務経験に応じてレベルアップできるように行う。入学者は、それぞれ異なる多様な社会経験を持つ者であることから、科目等履修生であっても、出願資格を満たし、事前面談で履修指導をしていれば、履修上の困難なことはない想定している。履修が困

難な状況がある場合は、授業担当教員が指導する。また、科目等履修後に、本研究科本専攻を受験することを踏まえて、履修指導する。

⑤既修得単位の認定

本大学院に入学前に履修した授業の単位は、本研究科本専攻において教育研究上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。履修済みの授業のシラバスを確認し、本研究科本専攻の開講授業の内容及び到達目標が一致していることを条件とする。学生は入学後、所定の申請手続きを行い、学長の承認により認定する。

11. 教員組織の編制の考え方及び特色

本研究科本専攻の教育課程を編成・実施するため、学識及び教育経験を有する研究者教員のみならず、実務業績に加えて教育上の指導能力を有する実務家教員を含む以下で構成する。

➤ 専任教員 11名

研究者教員 4名（博士学位取得者 3名、大学院博士後期課程満期後退学者 1名）

実務家教員 7名（博士学位取得者 1名、MBA 取得者 2名）

➤ 兼担教員 8名（博士学位取得者 4名、大学院博士後期課程満期後退学 4名）

➤ 兼任教員 8名（博士学位取得者 3名）

専任教員 11名の年齢構成は、令和 5 年度（2023 年度）就任時点で 60 歳代 6 名、50 歳代 5 名で、平均年齢は、60.2 歳となっている。60 歳代 6 名のうち、2 名は定年（満 65 歳）を超えているが、いずれも実務家教員で余人をもって代え難い経験を持っており、その長年におわたる知識と経験を十分に発揮してもらえると確信している。また、本研究科専攻の想定している学生は経営者・管理職が中心となることから、実務に関する知識や経験が豊富である実務家教員と理論と実践を融合できる実績のある研究者教員を専任教員としてバランスよく配置している。

なお、本学では定年を満 65 歳と定めているが、教員の健康状態及び教育研究能力等は、個人によって差異が生じるもので、一概に年齢だけでは判断できないことから「大学教員の雇用年齢に関する取扱細則」「大学院教員の定年変更に関する規程」「定年後再雇用者の取扱規程」によって定年後の再雇用について規定している（資料 6、資料 7、資料 8）。専任教員の年齢構成に若干の偏りがあるが、定年や任期満了の教員が退職する時点で、教職員総数の抑制を図りながら、若手教員の積極的な採用を念頭に置き、バランスの取れた教員の新規採用を計画的に進めていく。

本研究科本専攻の実務家教員の基準は、保健・医療、福祉・施設等経営領域における政

策策定経歴、実践経歴、経営者としての経歴を有する者、又は実際に組織におけるマネジメントの経験を有する者としている。さらに外部専門職団体での研修などで社会貢献していること、経営学、経済学、法学の視点から消費者志向にかかわる政策、法学及び消費者教育に関する実践経歴を有する者、組織におけるリスク・マネジメントや起業に関する実践経歴を豊富に有することとしている。

本研究科本専攻の柱となる領域である研究科目では、研究者教員と実務家教員を配置しており、「理論と実践」を融合するチームとして研究指導ができるバランスの取れた教員組織を編成している。

基礎科目、発展・応用科目のうち原理的・理論的性格の強い科目には十分な研究業績を有する専任教員（教授）、兼任教員（教授、准教授）を配置する。十分な研究業績と豊富な実務経験の両方を有する教員は、原理的・理論的な性格の強い科目と実践的な性格の強い科目を担当する。又は、科目の中で理論と実践を融合した授業を展開する。こうした教員組織編成を行うことによって本研究科本専攻では、専門職大学院に求められる理論と実務を融合した教育実施体制の実現を目指す。

「理論と実践の融合」「隣接領域・複合的学問領域の結合」を目的とした教員構成について、科目区分と配置する担当教員の学問的領域の相関関係を、以下のとおり示す。

- (1) 基礎科目（専攻の必修科目・選択必修科目）：各教員の専門領域から福祉共創社会の概念と実践を論じることから、学際的な理論と実践に関するオムニバスによる教員構成としている。福祉社会学、医療福祉学、公共政策、経営学、経済学。
- (2) 発展・応用科目（専攻の選択科目。理論と実践的手法に関する科目）：福祉社会学、社会保障・政策、公共政策学、生活経営学、教育心理学、医療福祉学、経営学、マネジメント、経済学、商学
- (3) 研究科目（専攻の必修科目）：福祉社会学、医療福祉学、公共政策、経営学、経済学

12. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

9号館アリーナ（延床面積約1,098㎡）は主に大学が利用している。人工芝の南グラウンド（約1,326㎡）は梅雨時も稼働率が高い。学生の休憩場所は、8号館1階学生ホール、1号館地下にある学生食堂ソフィア、創立者記念講堂地下プレリユードのほか、3号館ロビーや7号館5階に学生ラウンジがあり、自動販売機コーナーを設けている。また、屋外の昭和之泉（1,685㎡）やプロムナードには、テーブル、イスを設置しており、自由にくつろげる場所を提供している。

(2) 校舎等施設の整備計画

教員研究室は、教授は個室、准教授・講師は原則2人部屋となっている。

本研究科本専攻の設置にあたり、教育・研究活動を行っていくために必要な施設・設備・備品等については、既設の大学院生活機構研究科福祉社会研究専攻、人間社会学部福祉社会学科、グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科及び会計ファイナンス学科で使用しているものを共用し、演習等に必要な設備を備えた教室が既に配置されている。

本研究科本専攻では、授業を平日夜間及び土曜日に開講し、集中講義も取り入れることから、既設の大学院生と滞在時間が異なるため、既存の教室、大学院生研究室を使用することで十分対応可能と考えている。

教室はアクティブラーニングに対応した可動機・椅子を設置し、収容定員50人程度の教室を16室、大学と共用している。

時代や学習の変化に合わせ、居心地の良い空間で作業しながらお互いの知識や技術を教え合う場として、またプロジェクト活動・自主制作・課題制作・協働作業など正課内外全ての活動ができる場をコンセプトにしたコワーキングスペース『Showa Digital Square』を10号館1階に、8号館1階にはラーニングcommonsを設置している。

本研究科本専攻の学生数に応じ、十分な設備・備品を整えるよう、計画的に更新を行う。その他、教授室やラウンジを設置し、教員の研究スペースを確保すると共に、充実したサポートが行える環境を整えていく予定である。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本研究科本専攻の専用図書として、図書25,154冊（内、外国書2,095冊）、学術雑誌1,165種（内、外国雑誌200種）、電子ジャーナル3,908種（内、外国ジャーナル3,888種）、視聴覚資料199点を整備している。電子ジャーナル、オンラインデータベースは、日経BP記事検索、医中誌Web、Cambridge、Oxford、ProQuest、Springer、Factiva等、学生、教員に最新情報を提供できる環境を整備している。図書は利便性の高い電子書籍と合わせて整備する。

本研究科本専攻に関する資料として計画的に収集し、知識の深化、学術研究を支援できるよう整備していく。

「福祉経営」「医療社会学」「現象学」「医療倫理」「臨床倫理」「生命倫理」「看護(管理)」「医療経済」「社会保障」「組織マネジメント」「経営管理」「消費者問題」「公共政策」「消費者政策」「消費者教育」「ソーシャルビジネス」関係の図書を備え、学術雑誌は既蔵の「老年社会科学」「家族療法研究」「思春期青年期精神医学」「精神障害とリハビリテーション」に加え、「社会福祉学」「Palliative Care Research(日本緩和医療学会誌)」「日本医療・病院管理学会誌」「病院」「看護管理」「看護研究」「ソーシャルワーク研究」「緩和ケア」を冊子又は電子資料医書.jpで提供できるよう備えていく。

図書館の3・4階開架閲覧室、2階視聴覚閲覧室、地下1・2階閉架書庫が利用できる。開架閲覧室は、総座席数524席を設備している。多様な学修形態に合わせて利用できるようフリーラーニングスクエア（ラーニングcommons）に100席分の可動式テーブル・椅

子、情報機器類を設備しているほか、グループスタディールーム 3 室（45 席分・可動式パーティションで 2 室/1 室に変更可）、リスニングエリア（6 席分）、視聴覚コーナー（2 名用 9 ブース、4 名グループ用 1 ブース）を備えている。

図書館のホームページに掲載している電子ジャーナル・データベース・電子書籍は蔵書検索システムからの利用と学外からのアクセスを可能としているほか、図書館限定送信の国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを利用可能とし、提供資料の拡充、教育、研究支援に努めている。

来館できない学生には、図書貸出配送サービスや文献複写物郵送サービスを提供している。

また、世田谷 6 大学コンソーシアム協定校（国土館大学・駒澤大学・成城大学・東京農業大学・東京都市大学）や本学キャンパスに隣接するtempl大学ジャパンキャンパスの図書館は学生証、教職員証の提示のみで相互利用を可能としている。開館時間は、授業終了後も利用できるように、平日（通常期）8:45～20:30、（試験期）8:45～21:30、土曜日 8:45～18:30 としている他、平日 20:00 以降、土曜日 18:00 以降に資料を利用する場合は、事前申請により、カウンターに取り置くなど、社会人学生の来館利用に配慮している。また、限られた利用者のための夜間開館時間の延長よりも、学外からもアクセス可能な電子ジャーナル・データベース・電子書籍を積極的に導入することにより、いつでも、どこからでも資料の検索・閲覧ができる環境を整備するとともに、レファレンスサービス（質問調査・回答）も、メールやオンラインで対応するなど、多様な学生の利便性に配慮している。

13. 管理運営

大学院の意思決定プロセスでは、最終決定権者は学長であることを明確にしている。

大学院は、研究科ごとの研究科教授会の審議を経たものを、大学院委員会で最終決定することとしており、大学院の意思決定は独立したものとなっている。

研究科教授会は、当該研究科の授業科目を担当する専任教授及び准教授で構成され、議長（研究科長）が必要に応じ、随時開催する。教授会は、教授会の議により、教授会の構成員のうち、一部の者をもって構成される代議員会を置くことができることとしている。

教授会審議事項は以下のとおりである。

1. 研究科の学生の入学に関する事項
2. 研究科の学生の課程の修了及び学位の授与に関する事項
3. 研究科の教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

また、教授会は、上記事項に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する事項について審議する。

教授会の重要な審議事項は、大学院の最高意思決定機関である大学院委員会に報告し、その審議を経ることになっている。大学院委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長で構成

され、原則として隔週開催する。

大学院委員会の審議事項は以下のとおり。

1. 大学院の学生の入学に関する事項
2. 大学院の学生の課程の修了及び学位の授与に関する事項
3. 大学院の教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの
4. 研究科教授会から報告される事項
5. その他必要と認める事項

重要決定事項は、大学の最高意思決定機関である大学部局長会と協議する。大学部局長会は、学部・研究科の教学系幹部教職員で構成し、各部門から上申・報告される重要案件や理事会の諮問などを審議し、大学としての意思を集約して学長が最終的に決定している

その他、全学横断の組織として、教務関係全般に関する事項を取り扱う教務部委員会、学生支援に関する事項を扱う学生部委員会、学生募集全般に関する事項を扱うアドミッション部委員会、学生の進路及びキャリア支援全般に関する事項を扱うキャリア支援部委員会を設置し、それぞれの専門分野について全学的な見地で協議・調整を図っている。協議事項は各学科代表委員を通じて周知し、重要案件は大学部局長会に上申・報告することとなっている。

14. 自己点検・評価

本学では専門職大学院学則第3条において「本専門職大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」との内部質保証の方針を定め、「昭和女子大学自己点検・評価規程」に基づき、学長が統括し、大学部局長会が中心となって推進している。特に内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として大学部局長会に設置された「内部質保証推進本部」が自己点検・評価を実質的に運営している。

内部質保証推進本部では、自己点検・評価を大学としての改革・改善に繋げるために、毎年各学部学科、各研究科専攻、各部署に自己点検・評価を依頼し、自己点検・評価結果及び将来に向けた発展の方策を検証し、全学的な観点から点検・評価を行っている。点検・評価項目は、大学基準協会の評価項目に準拠している。報告結果は集約して次年度に向けた改善計画を協議し、大学部局長会での議を経て、学長の承認のもと実施している。改善計画の実施結果は翌年度、大学部局長会に報告され、その進捗の確認を行い、大学としての改革・改善につなげている。また、内部質保証推進本部は、各部署のPDCAが適切に行われるよう支援している。毎年の自己点検・評価報告書及び認証評価結果は、大学公式ホームページ上の以下サイトで公開している

<https://univ.swu.ac.jp/guide/effort/evaluation/> <トップ>大学について>本学の取り組み 認証評価／自己点検・評価

令和2年度（2020年度）から自己点検・評価に基づく内部質保証の客観性と妥当性を確保するために、地域社会や産業界などの有識者が参画する外部評価委員会を開催し、本学の

取り組みに関する評価、意見、助言を得て大学の改革、改善に繋げている。また、外部評価委員会報告書をホームページ上で公開している。

<https://univ.swu.ac.jp/guide/effort/evaluation/> トップ>大学について>本学の取り組み 認証評価／自己点検・評価

15. 認証評価

ア 認証評価を受ける計画等の全体像

本学内部質保証推進本部及び本研究科本専攻で連携のうえ、認証評価にあたる。

毎年度：年度末に当該年度の自己点検・評価を実施し、認証評価項目を点検・評価、翌年度の改善計画に繋げている。

認証評価前々年度：内部質保証推進本部と本研究科本専攻による対策チーム設置

認証評価機関として想定される団体との協議

(認証評価の実施方法、受審に関する各種手続き、スケジュール確認)

認証評価前年度：本番スケジュールをベースにしたプレ認証評価を学内で実施

認証評価受審年度：認証評価団体へ申請

イ 認証評価を受けるための準備状況

➤ 学内体制

大学全体の認証評価は内部質保証推進本部で統括している。本学では初めての専門職大学院の認証評価となるため、内部質保証推進本部と本研究科本専攻で十分に協議をしながら認証評価実施に向けて対応する。

➤ 認証評価機関として想定される団体との協議の状況：

- ・令和4年(2022年)1月、本学大学院・学部の認証評価を実施している認証評価機関(経営系専門職大学院)へ受審に関する相談を行う。なお、社会福祉系の認証評価機関ではなく経営系の認証評価機関へ相談した背景には、本研究科本専攻の教育課程が社会福祉学だけでなく経営学に関する要素を併せ持つためである。
- ・令和4年(2022年)2月、経営系専門職大学院の認証評価機関とオンライン面談を実施し、経営系専門職大学院の認証評価に関する基準等の説明を受け、本研究科本専攻の目的、教育課程や教員構成等について説明する。本研究科本専攻の特色である福祉学、社会学、経営学等の分野横断的・学際的な教育課程の設定が経営系専門職大学院としての認証評価基準に照らし、対象とする大学の範囲を超えているのではないかと、また、認可申請が下りる前の段階で、受諾できるかどうかの判断は難しいとの意見が付される。

ウ 認証評価を確実に受けることの証明

イに記載のとおり、現在までのところ本学が計画している教育課程と認証評価基準

が一致している認証評価機関がない状況である。既に他の分野で認証評価を実施している団体へ新たな分野での認証評価の実施が可能か相談・交渉をすすめるが、認証評価団体側からは設置認可申請がおりていない状況では具体的な協議を進めることが難しいと回答があったため、設置認可申請がおり次第、早急に協議を進めたい。

16. 情報の公表

教育研究活動等状況に関する情報の公表は、次の「教育情報に関する公開・開示要領」に基づき取り扱っている。

1. 目的

昭和女子大学大学院、昭和女子大学（以下「本学」という。）が保有する情報の公開及び開示に関し必要な事項を定め、本学の運営、教育研究等の社会的説明責任を果たすとともに、本学関係者等の理解と協力を深め、もって開かれた公正な運営に資することを目的とする。

2. 定義

本要領において、「公開」とは容易に情報が閲覧できるようホームページ等を通じて公表することをいい、「開示」とは本要領に定める手続きに基づき情報を提示することをいう。

3. 積極的に公開する情報

本学は、大学の基本情報及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる教育、研究、教育環境等に関する事項について、ホームページ等を通じて広く社会に公開する。

大学公式ホームページ上の以下サイトに掲載し、次の内容を公表している。

<https://public-info.swu.ac.jp/> トップ>大学について>本学の取り組み>情報の公開

ア 教育研究上の目的

- ・大学の理念、目的 ・学部学科・研究科の理念・目的
- ・ポリシー・カリキュラムツリー（大学院・大学）、キャリアデザインポリシー（大学）
- ・カリキュラムツリー

イ 入学者に関する受入れ方針と入学者数

- ・入試状況と試験別入学者数（大学院、大学、編入・学士・転入）

ウ 授業料その他大学が徴収する費用

- ・学費等納入金（大学院、大学、学生会館、海外留学研修費用）

エ 認証評価／自己点検・評価

- ・認証評価機関による大学評価結果 ・自己点検・評価

オ 授業科目・授業の方法と内容

- ・シラバス ・実務経験のある教員等による授業科目

カ 学生生活への支援

- ・キャリア支援センター、奨学金制度、ライティング・サポート・センター
- ・コミュニティ・サービスラーニング・センター、学生相談室／保健管理室
- ・障がい学生支援室、キャンパス・ハラスメント防止、生活支援に関する指針

キ 教育研究上の基本組織

- ・設置学部学科・大学院研究科等 ・学則（大学院、大学）

ク 学修成果に係る評価・卒業又は修了の認定基準

- ・履修方法・成績評価・授与学位 ・取得可能資格 ・学生便覧 ・開設授業科目

ケ 法人全体に関する情報

- ・学園の概要（組織図、寄附行為、役員紹介、理事会規程、コンプライアンスの取り組み） ・財務情報等

コ 教員組織

- ・教員組織 ・教員データベース（学位・業績等）
- ・専任教員の職階別及び年齢別構成 ・教員一人当たりの学生数

サ 収容定員と在学生数

- ・入学定員、収容定員と入学生数・在学生数 ・入学者推移（過去3年間）
- ・社会人学生数

シ 施設設備その他学生の教育研究環境

- ・世田谷キャンパス、学生会館、研修施設、海外研修施設

ス 卒業・修了者数と進路状況

- ・卒業者・修了者数 ・進学・就職状況 ・社会人修了者数

セ その他の公開情報

- ・文部科学省 高等教育の修学支援新制度 機関要件の更新確認申請書
- ・図書・資料の所蔵数 ・文部科学省 大学教育改革プログラム選定状況
- ・科学研究費女性事業採択者名・採択件数・採択額
- ・委託研究・共同研究受入れ状況 ・研究奨励寄付受入状況
- ・産官学連携 ・NPOによる地域貢献 ・生涯学習支援
- ・「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画及び情報公開
- ・学習時間・学習経験に関するアンケート調査
- ・留学関係(協定校、留学生数・海外派遣学生数)
- ・社会連携
- ・大学間連携
- ・専門職大学院に係る情報公開（教育課程連携協議会等）

17. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する全学的な取り組みに関することはFD 推進委員会で企画・実施し、教員の資質の維持向上及び教育内容等の改善につなげている。

本学が実施している主なFD 活動は以下のとおりである。

○FD 講演会（年1回～2回開催）

教員の総合的な教育力の向上を図ることを目的としたもの

○FD サロン（年1回開催）

教員間の交流の場として授業運営をより円滑に進め、諸課題への対応方法等を考えることを目的としたもの

○新任教員研修（毎年3月開催）

新任教員を対象に本学の教育の特色及び制度について理解を深めることを目的としたもの

○授業改善アンケート（大学）

授業の内容及び方法の改善を目的とした学生へのアンケートを実施

質問項目は、学生の自己評価と授業への意見の二側面で構成されている

○授業公開

相互に授業をピアレビューし、意見交換することによって、より良い授業へのヒントを得ることを目的としたもの

その他、令和2年度（2020年度）は、コロナ禍対応として、オンライン授業勉強会、オンライン授業事例紹介、オンライン授業準備講習会を開催した。

また、大学院の取り組みとしては、大学院生を対象とする「大学院FDアンケート」を年2回実施している。質問項目は主に、自己評価、教育及び研究環境の満足度や適切さ、大学への要望等で構成されている。

なお、アンケート集計結果や要望等に対し、専攻は改善のための方策を検討し、改善報告書を昭和女子大学HPに公開している。

今後は、研究科・専攻の独自ニーズに対応したFDの企画・実施と評価も計画的に実施する予定である。

職員に対しては、以下の基本方針のもと、時代のニーズを読み解く力のある職員、本学の将来を担う若手・中堅職員の養成を主管部署である学園本部人事部を中心にSD活動を行っている。

■基本方針

1. 本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会

を設ける。

2. 研修会を開催するだけでなく、対象者の保有能力と発揮能力及び資質を向上させるために必要な取組みを併せて行う。
3. SD の対象としては、事務職員、教員、助手の他、学長や副学長、学部長等役職者を含むものとする。
4. 本学のSDは、教職員全てに対して一律に必要な研修の機会を設けるだけでなく、教職員の個々の担当業務等その特性や実態を踏まえ、各教職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に実施する。

上記を踏まえた令和4年度（2022年度）のSDは、①外部研修への参加 ②課題改善や教育業界や本学の将来構想などの検討を目的とした各所属における勉強会の開催 ③e-ラーニングを含めた効率的かつ効果的な研修の実施等を考えている。

今後は本学の中期方針に基づき、前述の取組みを活性化すると共に、アドミニストレーターとしての実力を更に向上させ、学園の成長に貢献できる人材を輩出したい。

その他、大学教職員全体を対象とした、キャンパス・ハラスメント防止研修会を開催し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント等が起こらない環境づくりを行っている。

資料目次

資料名	参照 ページ
資料1：履修スケジュール	P. 2
資料2：履修モデル	P. 3
資料3：時間割案	P. 5
資料4：昭和女子大学学位規則	P. 7
資料5：人を対象とする研究に関する倫理規程	P. 10
資料6：大学教員の雇用年齢に関する取扱細則	P. 20
資料7：大学院教員の定年変更に関する規程	P. 21
資料8：定年後再雇用者の取扱規程	P. 22
資料9：養成する人材像とポリシー相関図	P. 25
資料10：カリキュラム表	P. 26
資料11：マスター消費生活アドバイザー資格履修プログラム	P. 27

<表 履修スケジュール>

セメスター	4月入学	10月入学	科目履修 (専門講義科目)	科目履修 (研究科目)	研究指導・論文審査
1セメスター	4～5月	10～11月	基礎科目 発展・応用科目	研究科目(4)	履修指導・研究計画指導(指導教員の確定)
	6～7月	12～1月			課題研究・修士論文作成指導
	8～9月	2～3月			(中間発表会)
2セメスター	10～11月	4～5月	基礎科目 発展・応用科目	研究科目(4)	
	12～1月	6～7月			課題研究・修士論文提出
	2月	8月			課題研究・修士論文審査(発表会)
	3月	9月			学位取得
修得単位数:30単位			22単位(※)	8単位(必修)	

※必修・選択必修・選択科目を含む22単位

<身に付く力>

- 専門的知識
- 連携・協働し、新たな価値を創造する力
- 地域資源を開発する力
- 課題解決力
- 組織マネジメント力・経営管理力
- 起業する力

① 専門職リーダー系



(必修)福祉共創マネジメント研究

- 医療・福祉法制度論 ■
- 保健医療福祉研究 ■
- 生活福祉経営研究 ■
- 児童家庭福祉研究 ■
- 地域福祉研究 ■
- 労働とジェンダー ■
- ワークライフキャリア論 ■

- スーパービジョン研究 ■ ■ ■
- ソーシャル・イノベーション論 ■ ■
- 地域資源開発論 ■ ■ ■
- 臨床倫理と実践 ■ ■ ■
- データサイエンス ■
- 対人関係構築論 ■ ■
- リーダーシップ論 ■



理論

実践的手法 ※



※身に付けたい力に応じて系列を跨いで履修可能

(選択必修)福祉サービスマネジメント概論

(必修)福祉共創社会論

(必修)研究方法概論

修得
単位

8
単位

19
単位
以上

1科目
選択
必修

1科目
必修

研究
科目

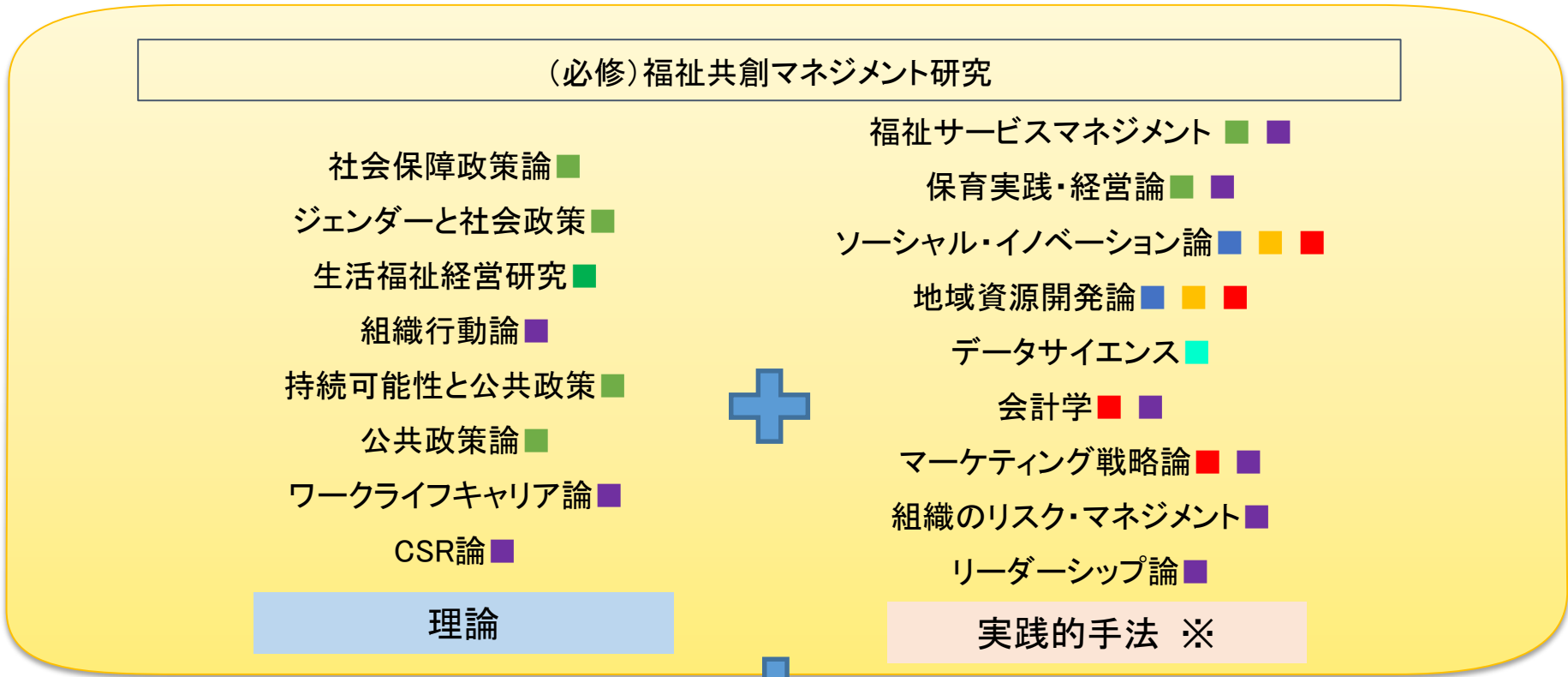
発展・
応用
科目

基礎

<身に付く力>

- 専門的知識
- 連携・協働し、新たな価値を創造する力
- 地域資源を開発する力
- 課題解決力
- 組織マネジメント力・経営管理力
- 起業する力

② 経営者、起業家系



※身に付けたい力に応じて系列を跨いで履修可能

(選択必修) 経営管理概論

(必修) 福祉共創社会論

(必修) 研究方法概論

修得
単位

8
単位

19
単位
以上

1科目
選択
必修

2科目
必修

研究
科目

発展・
応用
科目

基礎

2023年度 福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻 前期時間割案(2022年3月1日現在)

事務室閉室: 日

前期	I	II	昼休み	III	IV	V	VI	VII	
	9:00-10:30	10:40-12:10		13:10-14:40	14:50-16:20	16:30-18:00	18:10-19:40	19:45-21:15	
月							平日6限・7限 土6限は 選択科目を 中心に履修		
火									
水									
木									
金									
土	福祉共創社会論 [オムニバス]	福祉サービスマネジ メント概論[西岡] 経営管理概論[本合] 消費者志向経営概論 [飛田・粕谷]		研究方法概論 [高橋・李]	福祉共創マネジメント研究 [指導教員]				
	選択科目を中心に履修								
日									

<選択科目>
 社会保障政策論[八代]、医療・福祉法制度論[西岡]、生活福祉経営研究[伊藤]、保健医療福祉研究[高橋]、児童家庭福祉研究[川崎]、地域福祉研究[李]、組織行動論[高木]、消費者政策論[落合]、現代生活経営研究[粕谷]、公共政策論[飛田]、スーパービジョン研究[高橋]、地域資源開発論[進藤]、対人関係構築論[高橋、西岡、進藤]、消費者教育[柿野]、消費生活経済学[粕谷]、福祉サービスマネジメント[西岡]、保育実践・経営論[有馬]、リーダーシップ論[今井]、会計学[井出]、消費者志向経営論[日下部]、組織のリスクマネジメント[太田]、起業と組織[大熊]

<教室について>
 各教員の研究室の他、1号館、8号館の教室、演習室で実施する。詳細は開講年度の時間割表で確認すること。

2023年度 福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻 後期時間割案(2022年3月1日現在)

事務室閉室: 日

前期	I	II	昼休み	III	IV	V	VI	VII
	9:00-10:30	10:40-12:10		13:10-14:40	14:50-16:20	16:30-18:00	18:10-19:40	19:45-21:15
月							平日6限・7限 土6限は 選択科目を 中心に履修	
火								
水								
木								
金								
土	福祉共創社会論 [オムニバス]	福祉サービスマネジ メント概論[西岡] 経営管理概論[本合] 消費者志向経営概論 [飛田・粕谷]		研究方法概論 [高橋・李]	福祉共創マネジメント研究 [指導教員]			
	選択科目を中心に履修							
日								

<選択科目>

医療・福祉法制度論[西岡]、ジェンダーと社会政策[武川]、ワークライフキャリア論[小森]、スーパービジョン研究[高橋]、生活福祉経営研究[伊藤]、保健医療福祉研究[高橋]、児童家庭福祉研究[川崎]、地域福祉研究[李]、労働とジェンダー[斎藤]、持続可能性と公共政策[小西]、現代生活経営研究[粕谷]、日本経済システム論[飛田]、CSR論[大熊]、マーケティング戦略論[葉袋]、ソーシャル・イノベーション論[進藤]、臨床倫理と実践[高橋]、データサイエンス[木村]、消費者の安全[黒木]、ソーシャルビジネス論[青柳]

備考 <教室について>

各教員の研究室の他、1号館、8号館の教室、演習室で実施する。詳細は開講年度の時間割表で確認すること。

昭和女子大学学位規則

(目的)

第 1 条 本学位規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき本学において授与する学位、学位論文等の審査及び最終試験の方法その他学位に関して必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学士・修士・修士(専門職)・博士

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

第 4 条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより博士前期課程または修士課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

第 5 条 修士(専門職)の学位は、本学専門職大学院学則の定めるところにより専門職学位課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

第 6 条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより博士後期課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

2 博士の学位は前項に規定する者のほか、本学大学院博士後期課程を経ない者であっても、学位論文を提出し、その審査および試験に合格し、かつ前項に該当する者と同年以上の学力が認められる者に授与することができる。

(学位論文提出による学位の授与)

第 7 条 第6条第2項により、博士の学位論文を提出した者については、この規則の定めるところにより、審査の上学位を授与することができる。

2 前項に規定する者が博士の学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文5部、参考論文のあるときは当該参考論文、研究業績書、履歴書及び審査料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、審査料は学位論文の受理が決定してから納入するものとする。

3 学位論文の受理は、学長が決定する。

4 学位論文を受理したときは、学位論文の審査のほか、本学大学院の博士課程において所定の単位を修得した者と同年以上の学力を有することを認めるための試験を行うものとする。

5 前項の試験は、口答又は筆答により行う。

6 第6条第2項により学位論文を提出した者が、本学大学院の博士課程において所定の単位を修得した者であるときは、前第4項の試験は免除するものとする。

7 学位論文等の審査は、本学大学院学則第18条、第20条及び本学専門職大学院学則第19条を準用する。

8 審査委員は、学位論文審査のため必要があるときは、学位論文提出者に対して当該

学位論文の参考資料等の提出を求めることができる。

9 学位論文の審査は、受理してから1年以内に終了するものとする。

第 8 条 教授会は、第 3 条による者については、本学学則の定めるところにより、それぞれ課程の修了について総合審査を行うものとし、その結果について学長に報告するものとする。

第 9 条 研究科教授会は、第 4 条、第 5 条及び第 6 条第 1 項による者については、本学大学院学則及び本学専門職大学院学則の定めるところにより、それぞれ課程の修了及び学位論文等の可否、第 6 条第 2 項による者については、その学位論文の可否について審議し、学長へ報告するものとする。

2 前項の研究科教授会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 第 1 項の審議決定は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(学位記の交付)

第 1 0 条 学長は、第 8 条及び第 9 条の報告に基づいて、修了の認定、課程の修了及び学位論文等の可否について決定し、合格した者には学位記を授与する。

(論文要旨等の公表)

第 1 1 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 1 2 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者でやむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う第 1 項及び第 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第 1 3 条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

2 学位記の様式は、別表第 1 から別表第 3 のとおりとする。

(学位授与の取消)

第 1 4 条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき又は不正な方法により、学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は学位の授与を取消することができる。

(学位記の再交付)

第 1 5 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し学長に願い出なければならない。

(学位授与の報告)

第16条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位規則(昭和28年文部省令第9号)第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附則 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし第2条については、平成3年度修了者から適用する。

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

この規則は、平成17年4月1日から施行する。[研究科委員会の名称変更、条文整備]

この規則は、平成20年4月1日から施行する。「文学研究科 言語教育・コミュニケーション 専攻博士後期課程設置に伴う改定、条文整備」

この規則は、平成20年4月1日から施行する。[本学で所定の単位修得後退学して3年以内の者の扱いの改定、条文整備]

この規則は、平成25年4月1日から施行する。[「学位規則の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第5号)」による改定(インターネット利用による公表)]

この規則は、平成27年4月1日から施行する。[学校教育法改正に伴う条文の改定]

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日までに入学した者については、旧規則を適用する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。[専門職大学院設置に伴う条文の改定]

人を対象とする研究に関する倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、本学が実施する人を対象とする研究に関し必要な事項を定め、研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における各用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 人を対象とする研究

人または人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集または採取して行う研究をいう。

(2) 侵襲

研究目的で行われる、穿(せん)刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。侵襲のうち、研究対象者の身体及び精神に生じる傷害及び負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

(3) 介入

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。）をいう。

(4) 研究対象者

次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む。）をいう。

①研究を実施される者（研究を実施されることを求められた者を含む。）

②研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者

(5) 研究機関

研究を実施する法人、行政機関及び個人事業主をいい、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行う場合を除く。

(6) インフォームド・コンセント

研究対象者又はその代諾者等が、実施又は継続されようとする研究に関して、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいて研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者に対し与える、当該研究（試料・情報の取扱いを含む。）を実施又は継続されることに関する同意をいう。

(7) 代諾者

生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者に対してインフォームド・コンセントを与えることができる者をいう。

(8) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人識別符号が含まれるもの

(9) 重篤な有害事象

有害事象のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

① 死に至るもの

② 生命を脅かすもの

③ 治療のための入院又は入院期間の延長が必要となるもの

④ 永続的又は顕著な障害・機能不全に陥るもの

⑤ 子孫に先天異常を来すもの

(10) 予測できない重篤な有害事象

重篤な有害事象のうち、研究計画書、インフォームド・コンセントの説明文書等において記載されていないもの又は記載されていてもその性質若しくは重症度が記載内容と一致しないものをいう。

(11) モニタリング

研究が適正に行われることを確保するため、研究がどの程度進捗しているか並びにこの指針及び研究計画書に従って行われているかについて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。

(12) 監査

研究結果の信頼性を確保するため、研究がこの指針及び研究計画書に従って行われたかについて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究の実施に関する総括責任者として次に掲げる責務を

負う。

- (1) 本学における研究の計画または計画の変更の妥当性を確認し、その実施を承認すること。
 - (2) 本学における研究の進行状況および結果を把握し、研究が倫理的、法的または社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずること。
 - (3) 研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施するよう周知徹底すること。
 - (4) 研究計画実施及び研究計画変更の可否について、第5条に定める倫理審査委員会に意見を求めること。
- 2 学長は、この規程に定める学長の職務とされている事項を、学長が指名する副学長（以下「担当副学長」という。）に委任することができる。
 - 3 担当副学長は、前項の規定により委任された職務をおこなったときは、速やかに学長に報告するものとする。

（研究責任者の責務）

第4条 研究責任者は、研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者とし、次に掲げる責務を負う。

- (1) 研究の実施に先立ち、第10条に定める、「人を対象とする研究実施申請書」（様式第1号）、研究計画書、同意説明文書、同意書、その他、倫理審査委員会が必要とする書類（以下「申請書類」という）を、研究の倫理的妥当性及び科学合理性を確保して作成し、学長の承認を得なければならない。
- (2) 研究の実施計画を変更しようとする際は、申請書類を作成し、学長の承認を得なければならない。
- (3) 申請書に記載された実施計画に沿って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。
- (4) 研究の実施に係る必要な情報を収集するなど、研究の適正な実施及び研究結果の信頼性の確保に努めなければならない。
- (5) 侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、必要な措置を講じなければならない。
- (6) 研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
- (7) 法令、指針を遵守し、第5条に定める倫理審査委員会の審査および学長の許可を受けた申請書の内容に従って、適正に研究を実施しなければならない。
- (8) 研究を実施するにあたっては、研究計画に照らして、別表のいずれかの方法により、研究対象者からあらかじめ同意を得なければならない。
- (9) 研究対象者またはその代諾者等およびその関係者からの相談、問い合わせ、苦情

等に適正かつ迅速に対応しなければならない。

(倫理審査委員会の設置)

第5条 本学に、倫理審査委員会を置く。

- 2 倫理審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 研究に係る実施計画の中立的かつ公正な審査
 - (2) 研究の在り方について、倫理的観点及び科学的観点による必要な事項の調査及び検討
 - (3) その他研究の倫理に関し、学長から諮問された事項の調査及び検討

(倫理審査委員会の組織)

第6条 倫理審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学院生活機構研究科長
- (2) 医学、医療の専門家等、自然科学の有識者
- (3) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (4) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者
- 2 委員には、本学に所属しない者が複数名含まなければならない。
- 3 委員は、男女両性で構成するものとする。
- 4 委員は、5名以上で構成するものとする。
- 5 本条第1項第2号から第4号までの委員は、学長が委嘱する。
- 6 本条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 倫理審査委員会委員長（以下「委員長」という）には大学院生活機構研究科長が就任するものとする。
- 8 委員長は、倫理審査委員会を招集し、議長となる。
- 9 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(倫理審査委員会の定足数および議決)

第7条 倫理審査委員会は、第6条第1項に定める委員のうち、各号から少なくとも1名以上の出席がなければ開催することはできない。

- 2 倫理審査委員会は、研究責任者に出席を求め、実施計画の内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。ただし、研究責任者が委員である場合は、審議に参加することはできない。
- 3 審議事項についての結論は、出席委員の全員一致をもって決定するよう努めるものとし、全員一致が困難な場合は、出席委員の5分の4以上の多数をもって議決することとする。

- 4 委員長が必要と認めた場合、委員長は、複数の委員と相談の上、委員以外の専門家の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(倫理審査委員会の審査)

第8条 倫理審査委員会は、研究責任者から申請された実施計画の内容について、学長の諮問に基づき、倫理的及び科学的観点から、研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に次の各号に掲げる点に留意して審査を行う。

- (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護
 - (2) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法の適切性
 - (3) 研究によって生じる個人の不利益並びに危険性に対する配慮
 - (4) 社会への貢献度の予測
 - (5) 個人情報情報の保存及び使用方法並びに保存期間
- 2 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。判定は、次の各号のいずれかとする。

ただし、全員一致が困難な場合は、出席委員の5分の4以上の多数をもって議決することとする。

- (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 継続審査
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 3 審査の経過及び判定結果は、当該研究の終了(中止の場合を含む。)について報告される日までの期間(侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあつては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間)、適切に保管し、委員会が必要と認めた場合に公表することができる。

(迅速審査)

第9条 倫理審査委員会の審議事項のうち、次に掲げるいずれかに該当する審査について、当該倫理審査委員会が指名する複数の委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行い、判定することができる。審査の結論は、委員の全員一致をもって決定するよう努めるものとし、迅速審査の結果は倫理審査委員会の判定として取り扱い、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であつて、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

(申請手続及び判定の通知)

第10条 審査を希望する研究責任者は、所定の申請書類「人を対象とする研究実施申請書」(様式第1号)を学長に提出するものとする。

- 2 委員長は、審査終了後速やかに、その判定結果を文書によって、学長に報告し(様式第2号)、承認を得た後に、当該研究責任者に通知するものとする(様式第3号)。
- 3 学長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可その他研究について必要な措置を、所定の審査結果通知書により、研究責任者に通知する。この場合において、学長は、倫理審査委員会が研究の実施について不相当である旨の意見を述べたときには、当該研究の実施を許可してはならない。
- 4 研究責任者は、倫理審査委員会の判定結果に対して異議のある場合には、異議申立て書に必要事項を記入して、倫理審査委員会に再度の審査を申請することができる。

(研究結果の報告)

第11条 研究責任者は、当該研究の終了後、遅滞なく学長に研究結果の概要を報告しなければならない。(様式第4号)

- 2 研究の実施期間が複数年度にわたる場合は、各年度末までに研究経過を報告しなければならない。(様式第5号)

(重篤な有害事象への対応)

第12条 学長は、研究者等が侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき事項に関する手順書を作成し、当該手順書に従って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 研究責任者は、倫理審査委員会で承認された侵襲を伴う研究において重篤な有害事象あるいは不具合等が発生した場合には、速やかに学長に報告するとともに、前項の規定による手順書等に従い、適切な対応を図らなければならない。
- 3 学長は、重篤な有害事象あるいは不具合等について報告を受けた場合は、手順書に従って速やかに必要な対応を行うとともに、当該有害事象について倫理審査委員会の意見を聴き、必要な措置を講じなければならない。
- 4 学長は、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測できない重篤な有害事象が発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告するとともに、前項の規定による対

応の状況及び結果を公表しなければならない。

(健康被害に対する補償)

第 1 3 条 研究責任者は、医薬品又は医療機器を用いた介入を伴う研究を実施する場合は、あらかじめ、当該研究の実施に伴い研究対象者に生じる可能性のある健康被害の補償のために、必要な措置（場合によっては補償・保険を含む）を講じておかなければならない。また、その研究内容や補償内容等についてあらかじめ研究対象者に説明し、内容を理解した上での同意を得なければならない。

(利益相反の管理)

第 1 4 条 研究責任者は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

2 研究責任者は、健康食品、健康器具、医薬品や医療機器の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を把握し、申請書に記載しなければならない。

3 研究責任者は、前項の規定により申請書に記載された利益相反に関する状況を、あらかじめ研究対象者に説明し、内容を理解した上での同意を得なければならない。

(モニタリング及び監査)

第 1 5 条 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならない。侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、学長の許可を受けた実施計画に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。

2 研究責任者は、学長の許可を受けた申請書に定めるところにより適切にモニタリング及び監査が行われるよう、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導・管理を行わなければならない。

3 研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。

4 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。また、監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者及び学長に報告しなければならない。

5 モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

6 学長は、本条第 1 項の規定によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。

(教育・研修)

第 16 条 学長、倫理審査委員会の委員およびその事務に従事する者、研究責任者および当該研究に携わる者は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、当該研究の期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

(研究の登録・公表)

第 17 条 研究責任者は、介入を行う研究について、国立大学附属病院長会議、一般財団法人日本医薬情報センター又は公益社団法人日本医師会が設置している公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜更新しなければならない。また、研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。ただし、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、倫理審査委員会の意見を受けて学長が許可したものについては、この限りでない。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、学長の承認を得なければならない。

(事務)

第 19 条 倫理審査委員会の事務は、教学支援センター研究支援課が行う。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 5 月 26 日から施行する。[研究科委員会の名称変更、個人情報保護に関する規程の制定に伴う改定]

この規程は、平成 21 年 5 月 28 日に改定し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。[幹事の改定]

この規程は、平成 21 年 9 月 17 日に改定し、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。[規程の改定の条文改定]

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更に伴う事務の部署名変更]

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更に伴い大学事務局を学長室に変更、新指針の施行に伴う改定]

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更に伴い学長室研究支援担当

を教学支援センター研究支援課に変更、新指針の施行に伴う改定]

この規程は、平成30年3月1日から施行する。[同意取得の手続きに関する別表の新設に伴う改定]

この規程は、平成31年4月1日から施行する。[倫理審査委員会の本学における位置付け変更]

別表

研究対象者への負担・リスク				(研究の例)	同意取得の手続き			
侵襲の有無	介入の有無	人体から取得した試料の有無	要配慮個人情報取得の有無		研究対象者を成人とする場合 (すべて研究対象者本人からの取得)	研究対象者を未成年者とする場合		
						未成年の大学生 (大学1、2年生)	中学校等の課程を修了している 又は16歳以上の未成年者(高校生ほか)	中学校等の課程を未修了であり、 且つ16歳未満の未成年者(中学生以下)
あり	ありなし	ありなし	ありなし	・医薬品等を用いる研究 ・トラウマ等の質的研究	○研究対象者からの文書によるIC	右に同じ	○研究対象者からの文書によるIC ○代諾者からの文書によるIC	○代諾者からの文書によるIC ★研究対象者のインフォームド・アセント (自ら意向を表すことができると判断される場合)
なし	あり	あり	ありなし	・食品を用いる研究 ・日常生活レベルの運動負荷をかける研究	●研究対象者からの文書によるIC ●研究対象者からの口頭によるICと記録の作成	右に同じ	●研究対象者からの文書によるIC ●研究対象者からの口頭によるICと記録の作成 ○代諾者へのオプトアウト	●代諾者からの文書によるIC ●代諾者からの口頭によるICと記録の作成 ★研究対象者のインフォームド・アセント (自ら意向を表すことができると判断される場合)
				・唾液・髪の毛等の解析研究				
	なし	なし	あり	・診療記録を用いる研究	●研究対象者からの文書によるIC ●研究対象者からの口頭によるICと記録の作成 ●研究対象者からの適切な同意 上記の取得が困難な場合は、研究対象者へのオプトアウト(※注1)	左に同じ	●研究対象者からの文書によるIC ●研究対象者からの口頭によるICと記録の作成 ●研究対象者からの適切な同意 ○代諾者へのオプトアウト	●代諾者からの文書によるIC ●代諾者からの口頭によるICと記録の作成 ●代諾者からの適切な同意 ★研究対象者のインフォームド・アセント
				・アンケート調査 ・インタビュー	●研究対象者からの文書によるIC ●研究対象者からの口頭によるICと記録の作成 ●研究対象者からの適切な同意 ●研究対象者へのオプトアウト	左に同じ	●研究対象者からの文書によるIC ●研究対象者からの口頭によるICと記録の作成 ●研究対象者からの適切な同意	●代諾者からの文書によるIC ●代諾者からの口頭によるICと記録の作成 ●代諾者からの適切な同意 上記の取得が困難な場合(※注2) ★研究対象者のインフォームド・アセント

<表中の記号> ○…必ず行うべきもの ●…いずれか一つ以上を行うべきもの ★…努力義務として行うもの

(※注1) …研究対象者からの文書もしくは口頭によるIC、適切な同意の取得が困難な場合であって、学術研究の用に供するとき、その他の研究に用いられる情報を取得して研究を実施しようとするに特段の理由があるときは、研究対象者に通知又は公開し、オプトアウトを設けることによる研究の実施が可能。ただし、「特段の理由」を示して倫理審査委員会の審査を受け、学長の承認を得ることが必要となる。

(※注2) …代諾者からの文書もしくは口頭によるIC、適切な同意の取得が困難、もしくは必要としないと判断される場合であって、学術研究の用に供するとき、その他の研究に用いられる情報を取得して研究を実施しようとするに特段の理由があるときは、施設長・園長・学校長等から適切な同意を得ることによる研究の実施が可能。ただし、「特段の理由」を示して倫理審査委員会の審査を受け、学長の承認を得ることが必要となる。

<表中の用語の定義は以下のとおり>

- 1) オプトアウト…研究対象者に研究に関する情報を通知し又は公開し、研究対象者等が拒否できる機会を保障することをいう。
- 2) 適切な同意…インフォームド・コンセントを受けることが必須ではない場合、研究対象者が同意に係る判断を行うために必要と考えられる研究に関する情報や、研究対象者から取得する情報の利用目的を必要な範囲で、合理的な方法によって明示したうえで、必要な範囲の同意を受けることをいう。
- 3) インフォームド・アセント…インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される研究対象者が、実施または継続されようとする研究に関して、その理解力に応じたわかりやすい言葉で説明を受け、当該研究を実施または継続されることを理解し、賛意を表すことをいう。
- 4) 要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

大学教員の雇用年齢に関する取扱細則

(目的)

第 1 条 この規程は、新規採用者の年齢制限についての取扱いを定める。

(雇用制限)

第 2 条 大学院、大学とも研究教育及び指導の理由で雇用年齢を満 66 歳未満に制限する。ただし、理事会（理事長）が承認する場合は、この限りでない。

(非常勤講師)

第 3 条 非常勤講師の年齢は、定年後再雇用者の取扱規程第 4 条及び附則に準ずるものとする。

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、学長の承認を得て、理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年度は移行調整年度（猶予期間）とする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

[第 2 条条文整備] 平成 15 年 3 月 20 日理事会決定

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 17 日に改定し、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

[規程改廃の条文追加]

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。〔短大廃止に伴い、第 2 条から短期大学を削除〕

平成 26 年 3 月 20 日理事会決定

大学院教員の定年変更に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人昭和女子大学が設置する昭和女子大学（以下「大学」という）及び大学院（以下「大学院」という）教員の定年の変更に伴う経過措置について定める。

(経過措置)

第2条 平成6年度以前に大学院の教員に採用又は大学等から昇格した教員については、次の各号のとおりとする。

- (1) 満73歳以上の教員の定年は、満75歳
- (2) 満71歳以上満73歳未満の教員の定年は、満74歳
- (3) 満69歳以上満71歳未満の教員の定年は、満73歳
- (4) 満67歳以上満69歳未満の教員の定年は、満72歳
- (5) 満65歳以上満67歳未満の教員の定年は、満71歳
- (6) 満65歳未満の教員の定年は、満70歳

2 平成14年度以前に大学院の教員に採用又は大学等から昇格した教員については、満70歳とする。

(定年後の再雇用等)

第3条 定年に達した教員の再雇用、身分及び処遇等については、「定年後再雇用者の取扱規程」を準用して取り扱うことができる。

(その他)

第4条 この規程は、第2条の該当者が皆無になったとき、効力を失う。

2 この規程の改廃は、学長の承認を得て、理事会で報告する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

[第1条第2項削除、第2条削除、条文整備] 平成15年3月20日理事会決定

附 則

この規程は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。

[第4条第2項（規程改廃）改定]

定年後再雇用者の取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定年退職後も引き続き雇用（以下「定年再雇用者」という）する教職員身分、資格等の取扱いを定める。

(再雇用条件)

第2条 再雇用の要件は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法人の都合により、定年退職予定者に再雇用を要請し、当該教職員の了承が得られるとき。
- (2) 教職員から再雇用を希望する申出があり、理事会（理事長）がこれを承認するとき。

(種別)

第3条 定年再雇用者を常勤、準常勤及び非常勤に分ける。

(資格及び資格変更)

第4条 定年再雇用者の資格は、勤務及び業績を勘案し、次のうちから部門長が推薦し、理事会（理事長）の承認をもって決定する。

- (1) 教員のうち、研究業績又は業務貢献が著しく、カリキュラム及び業務編成上、余人をもって替え難い者は、特任教授又は特任教諭とする。
- (2) 法人の都合で理事長が認定する役職または職務に就任する教員については、特任教授又は特任教諭とする。
- (3) 前2号以外の場合は、非常勤講師とする。
- (4) 職員のうち、業績が著しく余人をもって替え難い者は、特任職員とする。
- (5) 前号以外の者は、嘱託職員とする。

2 前項に基づいて認定された資格については、業務内容及び委嘱事情の変更によって、年度単位で変更することがある。

(任用上の留意事項)

第5条 所属長は、所属教職員が定年を迎える年度以前から計画的に授業及び業務等の調整に努めなければならない。

2 更に所属長は、当該教職員が定年後も学生指導、カリキュラム編成及び業務遂行上支障のないよう十分留意しなければならない。

3 部門長は、所属長から提出された教職員の定年後再雇用申請について、所属間調整を含めて適否を審査し、理事会（理事長）へ上申する。

(契約期間中の措置及び契約更新の限度)

第6条 定年再雇用者の契約期間は1年以上3年以内とし、所属長は、当該契約期間内に後任者の人事計画を策定するものとする。ただし、後任者の人選が難しいと認めら

れる場合に限り、理事会（理事長）の承認に基づいて、70歳を上限として1年単位で更新するものとする。

- 2 カリキュラム編成等において理事会が必要と認めた場合は、70歳を超えて延長できるものとする。

（役職）

第7条 定年再雇用者が役職に就く場合、役職の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

（給与）

第8条 定年再雇用者の給与は、勤務、職務内容等を勘案し、次のうちから部門長の意見を聴いて理事長が決定する。

- （1）定年時の本俸（理事長が認める基幹役職者）
- （2）定年時の40%～100%の範囲の本俸（嘱託職員等）
- （3）定年時の20%、但し10万円を超えない範囲の本俸、及び授業コマ数による謝金（準常勤特任教授）
- （4）授業コマ数に基づく月額固定給
- （5）授業コマ数による謝金（非常勤クラス）
- （6）時間給（臨時職員クラス）

- 2 授業コマ数に基づく給与は、非常勤講師謝金基準を適用する。

- 3 第1項各号に定める給与の認定基準は、別に定める。

（諸手当）

第9条 前条第1項第1号又は同第2号の該当者については、勤勉手当及び該当する手当を支給する。

（退職手当）

第10条 第8条第1項第1号から第3号までの該当者の役職委嘱期間については、厚生規程第15条の算出基準に基づいて退職手当を支給する。ただし、役職に就かない期間については、支給率を4分の1とする。

- 2 定年再雇用者は、定年時に退職手当を支給し、再雇用契約終了時に、定年以降の勤務年数による退職手当を支給する。

（勤務条件）

第11条 定年後再雇用の身分、給与、勤務、休暇、研究費、出張旅費及び研究室等の勤務条件については、各部門事務責任者が人事部長と協議の上立案し、部門長及び理事長の承認を得る。

- 2 人事部長は、当該定年後再雇用者に文書をもって勤務条件を事前に通知する。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、担当理事の承認を得て、理事会に報告する。

(その他)

第 13 条 この規程に定めがない事項については、人事部長が部門長の意見を聴いて立案し、担当理事の承認を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年度は移行調整年度(猶予期間)とする。

この規程第 6 条は、一般教職員の定年規程改定(平成 8 年 4 月 1 日付)に伴う在籍教職員に対する経過措置として次の表のとおり取り扱う。

定 年 齢	定年再雇用限度
70 歳	73 歳
69 歳	72 歳
68 歳	71 歳
65～67 歳	70 歳

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。〔特任教諭追加、技術現業系、調理業務及び学生寮職員の再雇用の条件追加〕

この規程は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。ただし、満 75 歳以上の者等に対する経過措置を次のとおり定める。

- (1) 平成 13 年 4 月 1 日現在、満 75 歳以上の特任教授(理事長が認定する役職者を除く)については、平成 14 年度以降、特任教授の新規契約を交わさない。
- (2) 前号において、学生指導またはカリキュラム編成上、理事会(理事長が)例外的に再雇用を認める場合、非常勤講師に身分を変更し委嘱する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。〔第 6 条条文整備、平成 13 年 7 月 5 日付改定附則第 3 項削除〕

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。〔身分間の定年格差解消、定年後雇用延長の基準制定〕平成 15 年 1 月 15 日理事会決定

この規程は、平成 17 年 6 月 16 日から施行する。〔準常勤の特任教授職を制定〕平成 17 年 6 月 16 日理事会決定

この規程は、平成 21 年 9 月 17 日に改定し、10 月 1 日から施行する。〔第 12 条(規程の改廃)追加。第 12 条(その他)を 13 条とし改定〕

専門職大学院修了後のキャリアイメージ

- A. 専門職リーダー（マスター消費生活アドバイザーを含む）、管理者、公務員
B. 保健・医療、福祉施設等の経営者、起業家

養成する人材像

多様で複雑な福祉的課題を解決し、福祉共創社会の構築に資する高度専門職人材

福祉共創社会とは

多様で複雑な福祉的課題に対して、生活者の主体性、自律性とそれに基づく生活の多様性を認め、「人権の尊重」と「社会正義」という福祉の価値を社会全体の価値に普遍化する過程において、多様なステークホルダー（地域、社会、行政、企業、消費者）などと共に新しい価値を創造し、人々のウェルビーイングを実現する社会

ディプロマ・ポリシー①

保健・医療、福祉・施設等経営領域における諸問題に対し、専門的機関・行政、民間施設、企業など関連するステークホルダーと連携・協働し、新たな価値を創造する力、地域資源を開発する力、課題解決する実践力を有する。

ディプロマ・ポリシー②

福祉的課題に対する専門的知識を修得し、新たな福祉社会のニーズに応えるための実践的な組織マネジメント力や経営管理力、起業する力を有する。

カリキュラム・ポリシー①（基礎科目と研究科目）

基礎科目では、福祉共創社会の基本概念・研究手法を学び、研究科目では、研究計画に基づき、理論的知識と実践的知見を融合させた教育を展開する。
※学修成果の評価は欄外参照

カリキュラム・ポリシー②（専門職リーダー系）

高度専門職リーダーとして必要な学際的視野と高度な専門的知識を修得するとともに、福祉的課題の解決を目指す、実践的手法を創出するための教育を展開する。
※学修成果の評価は欄外参照

カリキュラム・ポリシー③（経営者、起業家系）

福祉共創社会の構築に必要な理論を学び、持続可能な社会に貢献するための経営管理、人材育成、組織マネジメント、起業に必要な高度な専門的知識を学ぶための科目を配置する。
※学修成果の評価は欄外参照

授業科目

基礎科目

福祉共創社会論
研究方法概論
福祉サービスマネジメント概論
経営管理概論
消費者志向経営概論

福祉・経営に関わる
基礎的素養を学ぶ

発展・応用科目

理論

社会保障政策論
医療・福祉法制度論
ジェンダーと社会政策
ワークライフキャリア論
生活福祉経営研究
保健医療福祉研究
児童家庭福祉研究
地域福祉研究
組織行動論
労働とジェンダー
持続可能性と公共政策
消費者政策論
公共政策論
日本経済システム論
現代生活経営研究
CSR論

学生が自らのテーマを中心に多
分野の理論を学ぶ

発展・応用科目

実践的手法

専門職リーダー系	経営者、起業家系
スーパービジョン研究 ソーシャル・イノベーション論 地域資源開発論 対人関係構築論 臨床倫理と実践 データサイエンス 消費者教育 消費生活経済学	福祉サービスマネジメント 保育実践・経営論 リーダーシップ論 会計学 リーダーシップ論 消費者志向経営論 消費者の安全 ソーシャルビジネス論 組織のリスク・マネジメント マーケティング戦略論 起業と組織

高度専門職人材として
必要な実践的手法を学ぶ

経営や組織マネジメントに必
要な実践的手法を学ぶ

キャリアイメージで区分しているが、学生は身に付けたい力に応じて、系列を跨ぐ履修が可能

研究科目

福祉共創マネジメント研究

課題研究や修士論文作成

アドミッション・ポリシー

福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻では、保健・医療、福祉・施設等経営領域における一定の社会経験を持ち、さらに、最新の情報・知識を得て、調査、事例研究などの研究方法を磨き、より高度な専門性を身につける意欲がある社会人学生を求めます。

1. 持続可能な社会づくりに向けて、新たなニーズに応える組織マネジメント力や福祉共創の視点から新たな価値創造と資源の開発力を養うことを目指している。
2. 対人援助の専門職にあり、キャリアアップや人材養成・後継者養成を目指している。
3. 保健・医療、福祉・施設等経営領域の高度な実践力を持つ専門職や福祉組織の管理運営・経営の責任者を目指している。
4. マスター消費生活アドバイザーの資格取得を目指している。
5. これからの日本の経済社会において、社会的課題の解決及び新しい価値創造に取り組み、会社や組織の企画、立案、推進などを担う幅広い人材となることを目指している。

福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻 カリキュラム表

区分	授業科目	テーマ	担当教員	単位		備考	授業実施方法 a.オンライン b.ハイフレックス	
				前期	後期			
基礎科目	福祉共創社会論 (前後期同一内容)	福祉共創社会の概念とそれに基づく「福祉社会実践・経営コース」「消費者志向経営コース」の価値創造と実践について学ぶ	専攻専任教員 (伊藤純・川崎愛・高橋学・西岡修・進藤義夫・小西雅子・飛田史和・粕谷美砂子)	1	1		b	
	研究方法概論 (前後期同一内容)	アカデミック・ライティング、研究方法論 (定量・定性等) について学ぶ	李恩心・高橋学	1	1		b	
	福祉サービスマネジメント概論 (前後期同一内容)	社会福祉組織・経営論、福祉サービスマネジメント等について学ぶ	西岡修	①	①	1科目 選択必修	b	
	経営管理概論 (前後期同一内容)	経営管理の基礎的な理論の実践方法について学ぶ	本合暁詩	①	①		b	
	消費者志向経営概論 (前後期同一内容)	消費者志向経営の基礎的な理論と事例について学ぶ	飛田史和・粕谷美砂子	①	①		b	
理論	社会保障政策論	少子高齢化に対応した社会保障・労働市場改革や福祉の規制改革の考え方等について学ぶ	八代尚宏	②			b	
	医療・福祉法制度論 (前後期同一内容)	医療、福祉制度などを法的視点から課題を分析し、改正点を考察する	西岡修	②	②		b	
	ジェンダーと社会政策	ジェンダー平等・公正の実現に向けた社会政策の課題等を研究	武川恵子		②		b	
	ワークライフキャリア論	生活と仕事の満足度の向上とキャリア形成をD&Iの視点から考察する	小森亜紀子		②		a	
	生活福祉経営研究	福祉・生活支援サービスについて生活経営・生活福祉の視点から研究	伊藤純	②	②		a	
	保健医療福祉研究	EBPIに基づく、医療・福祉、精神保健、在宅ケア領域の研究	高橋学	②	②		b	
	児童家庭福祉研究	要保護・要支援児童および家族の社会的包摂に関する研究	川崎愛	②	②		b	
	地域福祉研究	地域福祉理論・地域福祉政策・地域福祉実践に関する研究	李恩心	②	②		b	
	組織行動論	組織が機能的に活動するための管理方法について学ぶ	高木俊雄	②			b	
	労働とジェンダー	現代の労働の態様と労働・福祉政策をジェンダー視点から考察	斎藤悦子		②		b	
	持続可能性と公共政策	「持続可能性」について、公共政策と企業活動の面からの理解をケーススタディを取り入れて実践的に深めることを目的とする	小西雅子		②		b	
	消費者政策論	取引コスト論、ソフトローの理論、行動経済学と消費者政策	落合英紀	②			b	
	公共政策論	企業活動と公共政策、競争政策、規制改革、など	飛田史和	②			a	
	日本経済システム論	日本経済の課題、イノベーション、経済のサービス化、プラットフォームの問題	飛田史和		②		a	
発展・応用科目	現代生活経営研究	現代社会における家族・生活問題、多様な働き方と就業環境、地域共生社会についてジェンダー及び生活経営の視点から研究	粕谷美砂子	②	②		a	
	CSR論	CSRの概念・歴史、コンプライアンス、サプライチェーンCSR、「持続可能性と社会ビジネス」含む	大熊省三		②		b	
	スーパービジョン研究	高度専門職の人材育成教育法と組織管理論	高橋学	②	②		b	
	ソーシャル・イノベーション論	立場の異なる組織が組織の壁を越えて社会問題を解決するコレクティブインパクトの実践法を修得する	進藤義夫		②		b	
	地域資源開発論	地域社会論を基礎に地域資源開発・地域計画を研究	進藤義夫	②			b	
	対人関係構築論	虐待、DV、ひきこもり、いじめなどの社会的問題に関係論的アプローチで論ずる。	西岡修・進藤義夫・高橋学	②			b	
	臨床倫理と実践	臨床死生学、クライアント、組織、制度間で生じる倫理的問題と解決方法論	高橋学		②		b	
	データサイエンス	様々な手法を用いてデータを分析、予測する手法を学ぶ	木村琢磨		②		b	
	消費者教育	消費の理解 (持続可能性)、生活の管理と契約、消費者の参画・協働	柿野成美	②			b	
	消費生活経済学	生産の経済学と「再生産」の経済学、エンシカル消費、フェアトレード、リサイクル、地産地消、サプライチェーンの透明性、など	粕谷美砂子	②			a	
	実践的手法	福祉サービスマネジメント (前後期同一内容)	福祉サービスマネジメント、リスクマネジメント、社会福祉法人経営	西岡修	①	①		b
		保育実践・経営論	保育現場における実践、経営手法、課題を考察する	有馬篤樹	②			b
		リーダーシップ論	集団の改革に必要な考え方や行動について、アダプティブリーダーシップ論を活用して学ぶ	今井章子	②			a
		会計学	企業や病院等の原価計算や予算管理等、経営管理者の意思決定に必要な管理会計を含めた会計全般を学ぶ	井出健治郎	②			b
消費者志向経営論		企業の役割と責任、企業のガバナンス (ステークホルダーの役割)、事故情報の収集、消費者トラブルの実態と解決	日下部英紀	②			b	
消費者の安全		事故情報の収集、消費者トラブルの実態と解決、EUの規制と消費者問題	黒木理恵		②		b	
ソーシャルビジネス論		社会問題の解決と起業、地域活性化の事例研究	青柳光昌		②		b	
組織のリスク・マネジメント		情報社会と情報リスク、企業価値と安全リスクマネジメント、法的リスク、コンプライアンス含む	太田行信	②			a	
マーケティング戦略論		顧客創造とマーケティング空間、政策論としてのマーケティング	薬袋貴久		②		a	
起業と組織		地域経済と中小企業、中小企業を支える仕組み、組織、起業と経済活性化を学ぶ	大熊省三	②			b	
科 研 目 究	福祉共創マネジメント研究	課題研究指導または修士論文作成指導	伊藤純・武川恵子・高橋学・進藤義夫・小西雅子・今井章子・本合暁詩・粕谷美砂子・飛田史和・太田行信	4	4		b	

専門職リーダー系

経営者・起業家系

■修了要件

- 学生は、所定の年限在学し30単位以上修得するほか、課題研究報告書又は修士論文を提出して合格判定を得ること。
- 1) 基礎科目:「福祉共創社会論」(1単位)、「研究方法概論」(1単位)を必修とする。「福祉サービスマネジメント概論」「経営管理概論」「消費者志向経営概論」(各1単位)の中から1科目選択必修とする。
 - 2) 発展・応用科目:理論と実践的手法から19単位以上を選択科目として履修する。
 - 3) 研究科目:「福祉共創マネジメント研究」(8単位)を必修とする。
 - 4) その他、生活機構研究科福祉社会研究専攻開設の講義科目(演習科目を除く)を選択科目として履修することができる。

■履修の方法

学生は、修了要件を充足するように履修すること。なお、「発展・応用科目」は身に付けたい力に応じて系列を跨いで履修することができる。

福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻
マスター消費生活アドバイザー資格 履修プログラム

<身に付く力>

- 専門的知識
- 連携・協働し、新たな価値を創造する力
- 地域資源を開発する力
- 課題解決力
- 組織マネジメント力・経営管理力
- 起業する力

マスター消費生活アドバイザー



(必修)福祉共創マネジメント研究

現代生活経営研究 ■

日本経済システム論 ■

消費者政策論 ■

公共政策論 ■

CSR論 ■

マーケティング戦略論 ■

ソーシャルビジネス論 ■ ■

消費者教育 ■

消費者の安全 ■

消費生活経済学 ■

消費者志向経営論 ■ ■ ■

組織のリスク・マネジメント ■ ■ ■

起業と組織 ■ ■



理論

実践的手法 ※



※身に付けたい力に応じて系列を跨いで履修可能

(選択必修)消費者志向経営概論

(必修)福祉共創社会論

(必修)研究方法概論

修得
単位

8
単位

19
単位
以上

1科目
を選択
必修
2科目
必修

研究科目

発展・
応用科目

基礎